福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 古手川 正治

1 日 時

平成28年3月18日(金) 午前10時02分から 午後 4時09分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

古手川正治、河野成司、井上明夫、田中利明、三浦正臣、玉田輝義、平岩純子、 荒金信生

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

藤田正道、羽野武男、森誠一

6 出席した執行部関係の職・氏名

福祉保健部長 草野俊介、生活環境部長 諏訪義治、病院局長 田代英哉 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第3号議案、第12号議案及び第25号議案 から第36号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定 した。

継続請願13については、取り下げ願いを許可することを、請願15については、 採択すべきものと、継続請願8及び継続請願9については、継続審査とすることを、 いずれも全会一致をもって決定した。

- (2) 第16号議案、第19号議案、第20号議案及び第22号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に、第44号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することを、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情2-1について、質疑を行った。

(4)第2次生物多様性おおいた県戦略(2016~2020)の策定について、おおいた温泉基本計画の策定について、第4期大分県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について及び第2次大分県環境教育等行動計画の策定についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 工藤ひとみ 政策調査課政策法務班 副主幹 阿孫 正明

福祉保健生活環境委員会次第

日時:平成28年3月18日(金)10:00~

場所:第5委員会室

1 開 会

2 生活環境部 10:00~12:00

(1) 合い議案件の審査

第 16号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

(2)付託案件の審査

第 1号議案 平成28年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)

第 32号議案 大分県環境基本計画の策定について

第 33号議案 大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正について

第 34号議案 大分県男女共同参画計画の策定について

第 35号議案 大分県いじめ問題調査委員会条例の制定について

継続請願 13 原発事故時の対策について大分県に説明会の開催を求めることに ついて (取り下げ)

請願 15 大分県環境影響評価条例の改正を求めることについて

- (3) 諸般の報告
 - ①第2次生物多様性おおいた県戦略(2016~2020)の策定について
 - ②おおいた温泉基本計画の策定について
 - ③第4期大分県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について
 - ④第2次大分県環境教育等行動計画の策定について
 - ⑤第三次大分県消費者基本計画の策定について
 - ⑥第4次大分県廃棄物処理計画の策定について
 - ⑦大分県災害廃棄物処理計画の策定について
 - ⑧第2次大分県きれいな海岸づくり推進計画の策定について
 - ⑨大分県広域受援計画の策定について
 - ⑩大分県犯罪被害者等支援推進指針の策定について
 - ⑪産業廃棄物処理施設等設置に係る事前協議制度の一部改正等について
- (4) その他

3 病院局 13:00~13:50

(1) 合い議案件の審査

第 19号議案 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について

第 20号議案 大分県職員定数条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 12号議案 平成28年度大分県病院事業会計予算

第 36号議案 権利の放棄について

- (3) 諸般の報告
 - ①診療支援センターの新設について
- (4) その他

4 福祉保健部

13:50~16:25

- (1) 含い議案件の審査
 - 第 16号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
 - 第 22号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
 - 第 44号議案 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 について
- (2) 付託案件の審査
 - 第 1号議案 平成28年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)
 - 第 3号議案 平成28年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
 - 第 25号議案 大分県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について
 - 第 26号議案 指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
 - 第 27号議案 大分県安心こども基金条例の一部改正について
 - 第 28号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部 改正について
 - 第 29号議案 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の 制定について
 - 第 30号議案 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
 - 第 31号議案 大分県自殺予防対策強化基金条例の一部改正について
 - 継続請願 8 国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について
 - 継続請願 9 大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて
- (3) 付託案件外の審査
 - 陳 情2-1 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後 の相談のできる窓口などの設置を求めることについて
- (4) 諸般の報告
 - ①大分県子どもの貧困対策推進計画について
 - ②地域医療構想について
- (5) その他

5 協議事項

16:25~16:35

(1) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

古手川委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日は、都合により田中委員がおくれております。

また、本日は、委員外議員として、藤田議員、羽野議員、森議員が出席しております。 委員外議員の皆さんにお願いします。発言を希望する場合は、付託案件や諸般の報告な どの区切りごとに委員の質疑、討論の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間に わたらないよう、要点を簡潔にご発言願います。

なお、審査の都合上、予算特別委員会分科会もあわせて行いますので、ご了解願います。 さて、本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案15件、請願1件、継続請 願3件、総務企画委員会から合い議のありました議案4件及び文教警察委員会から合い議 のありました議案1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより生活環境部関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のありました、第16号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。 佐伯食品安全・衛生課長 議案書の199ページ、第16号議案大分県の事務処理の特例 に関する条例の一部改正についてでございますが、お手元の福祉保健生活環境委員会資料 で説明いたします。1ページをお開き願います。

1の条例等の概要をごらんください。

地方自治法に基づき、大分県の事務処理の特例に関する条例では、別表第1で各市町村 に移譲する事務を定め、別表第2で保健所設置市である大分市に移譲する事務を定めてい ます。

2の改正の理由をごらんください。

平成27年4月の食品表示法の施行を受けた大分県食の安全・安心推進条例施行規則の 一部改正に伴いまして、特例条例に関する規定の整備を行うものです。

3の大分県食の安全・安心推進条例施行規則の改正内容をごらんください。

同規則第4条では、食品等の自主回収に着手した場合、知事への報告を求める事項として食品表示に関する事項を定めています。

食品表示法の施行に伴い、規則中の食品表示に関する事項につきまして、1号から3号までが1つにまとめられ、1号から7号まであった事項が1号から5号までとなりました。 4の特例条例の改正内容をごらんください。

特例条例別表第2の項目35号の事務第1号につきまして、左側の下線部、規則第4条 第1号から第6号までに規定するものを、右側の下線部、別に規則で定めるものと改めま す。

施行日は、公布日としています。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 特にご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は福祉保健部の審査の際に一括して行います。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

まず、第1号議案平成28年度大分県一般会計予算のうち生活環境部関係部分について、 執行部の説明を求めます。

諏訪生活環境部長 それでは、第1号議案平成28年度大分県一般会計予算のうち生活環境部関係についてご説明いたします。

お手元に配付しております平成28年度生活環境部予算概要の1ページをお開き願います。

平成28年度当初予算のポイントですが、先般の予算特別委員会でも説明をさせていた だきましたので項目のみの説明といたします。

左上の1のおおいたうつくし作戦の推進、2の安全・安心を実感できる暮らしの確立、3の人権を尊重し共に支える社会づくりの推進、4の多様な県民活動の推進、5の危機管理体制の充実、6の男女が共に支える社会づくりの推進、7の生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造の7つの重点項目について取り組んでまいります。

2ページは、平成28年度県政推進指針に沿って整理をした事業体系でございます。

3ページをお願いします。

これも予算特別委員会でご説明させていただいておりますが、生活環境部の予算額は、表の左から2列目、予算額(A)の上から3番目の計欄、111億5,169万2千円です。

同じ行の右から3列目の27年度7月現計予算額(B)の計欄にあります100億1, 159万6千円と比較しますと、その右、額にして11億4, 009万6千円、率にして 11.4%の増となります。

個別の事業につきましては、予算特別委員会でご説明しました事業以外の主な事業について各課室長から順次簡潔にご説明させていただきますので、よろしくお願いします。

酒井理事兼審議監 それでは、生活環境企画課の主な事業についてご説明します。

平成28年度生活環境部予算概要の13ページをお願いします。

事業名欄の上から2番目、おおいた生物多様性保全・普及啓発事業費818万1千円でございます。

この事業は、大分県の豊かな自然を支える生物多様性を保全するため、各種事業を実施するものです。

まず、県が条例に基づいて指定する指定希少野生動植物の保全活動を担う団体を公募いたしまして活動の実践に係る経費を補助します。

また、指定希少野生動植物のより効果的な保護策を検討するため、モニタリングの実施や、絶滅のおそれがある野生動植物の情報をまとめたレッドリストの作成、大分県の自然の価値に関する意識調査「おおいた自然価値調査」等を実施します。

望月地球環境対策課長 地球環境対策課の主な事業についてご説明します。

21ページをお願いします。

事業名欄の1番上、地球温暖化対策推進事業費2,827万5千円でございます。

今年度策定する地球温暖化対策実行計画区域施策編に基づきまして、地球温暖化の原因であります二酸化炭素の排出量の削減を推進してまいります。

具体的には、事業所での環境に関する取り組みを促進するエコアクション 2 1 認証取得の支援や、家庭や事業所でのエネルギーの見える化と省エネ行動を促進する省エネ診断などを行います。

また、本県の再生可能エネルギー自給率ナンバーワンの特性を生かして温室効果ガスの 算定システムを構築するなど、これらによりまして温暖化対策を着実に実行いたします。 塩田県民生活・男女共同参画課長 県民生活・男女共同参画課の主な事業についてご説明 します。

28ページをお願いします。

事業名欄の上から2番目、NPO人材育成・運営強化事業費1,808万2千円でございます。

この事業は、NPOの公益活動の活性化や人材育成を進めるため、公益財団法人おおいた共創基金の体制強化を図り、広報活動や賛助会員の獲得などに取り組むものです。

また、同財団におおいたボランティア・NPOセンターの運営を委託し、運営アドバイザーの派遣や運営力向上のための基礎講座を開催するものです。

徳野私学振興・青少年課長 私学振興・青少年課の主な事業についてご説明します。

37ページをお願いします。

事業名欄の1番上、大分県少年の船運航事業費4、696万8千円でございます。

この事業は、小学5、6年生を対象に、船内研修及び沖縄での現地研修を通じて社会性を養い、健全な青少年の育成を図るための少年の船を運航するものでございます。

28年度は、7月23日から27日までの5日間の日程で実施する予定にしております。 また、社会人、大学生からなるリーダー及び小学生をまとめる高校生班長等を対象に、 子供たちとの接し方に関する研修等を充実し、より効率的、効果的な運航を行っていきま す。

佐伯食品安全・衛生課長 食品安全・衛生課の主な事業についてご説明します。

49ページをお願いします。

事業名欄の1番上、食の安全・安心推進事業費841万8千円でございます。

食品への農薬や異物混入などの事件や学校給食におけるアレルギー物質混入による健康 被害発生を受けまして、フードディフェンス対策やアレルギー対策を実施するものです。

また、昨年4月の食品表示法施行を踏まえた事業者への講習会や、食品安全に関して消費者へ正しい知識を普及するためのリスクコミュニケーションなども行っていきます。

江藤環境保全課長 環境保全課の主な事業についてご説明します。

59ページをお願いします。

事業名欄の1番上、大気環境監視推進事業費3,765万4千円でございます。

県内のPM2.5等大気汚染物質に係る測定を24時間体制で実施しており、その結果 や注意喚起の発令情報等を県庁ホームページに掲載し、県民への情報提供を行っておりま す。

注意喚起等の情報提供に万全を期すため、老朽化した大気汚染常時監視システムを更新

するとともに、県内の大気環境情報を県民にわかりやすく提供します。

森下廃棄物対策課長 廃棄物対策課の主な事業についてご説明します。

67ページをお願いします。

事業名欄の上から2番目、産業廃棄物処理施設等監視指導事業費5,483万6千円でございます。

この事業は、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、処理施設の監視指導等を行うものです。

28年度は新たに無人航空機ドローンを活用して、産廃処分場や不法投棄現場などの空 撮を実施し、監視指導業務の強化、効率化を図ります。

また、公認会計士を活用した事業者の経営状況の監視や、県下5カ所の保健所に配置した産業廃棄物監視員による監視の徹底、最終処分場への立入検査や水質検査等により、不適正処理の未然防止を図ってまいります。

池永防災危機管理課長 防災危機管理課の主な事業についてご説明します。

72ページをお願いします。

事業名欄の上から2番目、広域防災拠点設備等整備事業費1億5,644万6千円でございます。

県広域防災拠点基本計画に基づきまして、大分スポーツ公園に防災行政無線を整備するとともに、イベント客等の帰宅困難者の一時避難所となる情報科学高校に簡易トイレ等の 資機材を整備するものです。

法華津防災対策室長 防災対策室の主な事業についてご説明します。

73ページをお願いします。

事業名欄の1番上、火山防災対策推進事業費1,040万4千円でございます。

活動火山対策特別措置法の改正を受けまして、県において、市町村が定める避難場所・ 避難経路に関する設定基準等を策定し、地域防災計画を改訂するとともに、登山者等に噴 火速報等を迅速に伝達するため、県民安全・安心メール配信システムを改修するものです。 橋本消防保安室長 消防保安室の主な事業についてご説明します。

75ページをお願いします。

事業名欄の1番上、防災へリコプター更新事業費14億3,769万5千円でございます。

防災へリコプターとよかぜは、運航開始から18年目を経過し老朽化していることから、高い安全性と稼働率の確保、大規模災害対応力の向上を目的に、機体及び装備品を更新するものです。供用開始は、平成29年3月に機体が納入された後、操縦訓練等を行い、平成29年8月を予定しています。

柴田審議監兼人権・同和対策課長 人権・同和対策課の主な事業についてご説明します。 85ページをお願いします。

事業名欄の1番下、人権施策推進事業費299万4千円でございます。

この事業は、人権尊重社会の実現を図るため、人権教育・啓発や人権相談等、人権施策 を総合的に推進するものです。

28年度は新たに、相談事業を実施するNPO等の技能向上のための取り組みや相談窓口の広報などを支援します。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

平岩委員 49ページの食の安全・安心推進事業で、アレルギーのことなんですけれども、それは消費する人たちに生産する人が、アレルギー物質の害をきちっと伝えなきゃいけないということだと思うんですけど、アレルギーの食品を口にして、それで重篤なケースに至ったというようなことが大分県でどのくらいあるのかということ。

これは生活環境部ではないんですけれども、今、学校の子供たちは給食を提供されるんですけれども、集団で食べるものの中でも、給食の中にアレルギー物質があるから除去食をわざわざつくらなきゃいけないとか、もう給食では危険だからお弁当を持っていかなきゃいけないというお子さんもどんどんふえているんですね。何でこんなになるんだろうといつも悩むんですけど、これで1番心配するのは、学校栄養職員が今どんどん削られていて、百何十食以下はもう栄養職員は配置しませんみたいなところがあって、食の安全に必要な栄養職員も削られている。これは教育委員会の管轄なんですけれども、そういうところで私は、子供にもしものことがあったときどうなるんだろうというのがすごく心配なので、今のところみんなが気を使っているからそれはないんですけれども、この消費者の重篤なケースがあったのかというような状況がわかれば教えていただきたいなと思います。佐伯食品安全・衛生課長まず、アレルギー物質によって重篤な症状が出た方については、

佐伯食品安全・衛生課長 ます、アレルギー物質によって 単篤な症状が出た方については、私どものところ、保健所に直接伝わってくる情報というのは年に数件程度だと思います。なかなか保健所まで伝わってこない情報もあるだろうと思いますので、具体的な統計というのは、実際どのくらい起こっているかというところは、十分把握できておりませんけれども、私どもに伝わってくるのはその程度だということなんですが。

あと、学校給食については、かなり教育委員会で神経質になって対応していると聞いて おります。

あと、一般の食品については、アレルギー物質の表示をしっかり、間違いのないように やっていただくということがやはり非常に大事なので、表示についてコンタミ――もとも と使っていないのに一部違う製造工程からまじり込んで少量入るとか、そういったケース がございますので、そういったところを製造者、それから表示をしっかりするようにとい うような指導を今、力を入れているところでございます。

平岩委員 ありがとうございました。ピーナツアレルギーだとか、そばアレルギーだとか、キウイアレルギーだとか、考えられないアレルギーがいっぱいあって恐ろしいなと思うんですけど、大人は比較的少ないけど、子供たちが今とっても多くて、教育委員会が神経質になるんだけれども、神経質になって、結局その負担は、栄養士がいないところはほかの人に全部行ってしまうので、それもまた危険なものがあるなと思いますので、そこは注意をしてまた連携をとっていただければと。生活環境部から何か言えるわけではないと思いますけれども、とにかく子供が犠牲になってからでは遅いぞと、私いつもどきどきしていますので、そこはよろしくお願いいたします。

三浦委員 今の食育の関係で、予算特別委員会でも少しご説明いただきましたが、食育推進条例が4月からということで、基本的に事業で普及啓発等と書いていますけど、条例をつくった後、具体的にどういう推進をしていくのかというのが1点。

もう1点が13ページですが、おおいた生物多様性保全・普及啓発事業の関係なんです

けれども、このレッドリストの作成委託料 5 0 万円。絶滅のおそれのある野生動植物の状況が 5 0 万円ほどでそういった調査ができるのかなと少しちょっと疑問で、まあ委託だと思うんですけれども、どういった調査でされようとしているのか。また、今現状、県内でこういった絶滅のおそれのある野生動植物がどのぐらいあると把握をされているのか。さらには調査をした後、どういった対応をしていくのかというのを伺いたいと思います。

佐伯食品安全・衛生課長 食育の推進につきましては、昨年12月に条例を制定いたしま した。条例につきましては、やはり県民全体で食育に取り組んでいこうという意気込みを 示しまして、県や市町村、それからそれぞれ事業者の役割等も示させていただきました。

具体的な施策については、このたび第3期の食育推進計画を定めまして、それに沿って 県庁全体でいろんな事業を進めていくということで、私ども生活環境部だけではほんの一 部の部分しか食育できませんので、農林水産部や福祉保健部、教育庁などを中心にいろん な取り組みをやっていくということにしております。

それから、県の体制としては、食の安全と食育の推進本部を格上げをいたしまして、副知事をトップにした本部会議を立ち上げて推進していこう、全庁を挙げて取り組んでいこうという体制にいたしました。

私どもの施策、立場としては旗振り役という役割を担っておりますので、ロングテーブルや、それから食(ごはん)の日ですね、弁当の日などを開催しながら、いろんなところで食べることが大事だということの、しっかり旗振り役をやっていきたいと考えております。

酒井理事兼審議監 今レッドリストのお話がございました。

実はその上にレッドデータブックスという、10年に1度しかつくらないものでして、ところが、10年に1回なので、なかなかその間の蓄積がないと10年に1度ぽんとできない。それで、ことしからレッドリストという形で、調査を順次やっていって、5年後の平成34年に、またその10年に1度のレッドデータブックスをつくる時期になりますから、それまでにこのレッドリストで蓄積をしていって、10年後に大きな改正をやろうということですから、今回ちょっと金額的には余り十分な予算ではないんですけれども、蓄積を少しずつ、専門家を集めて委託調査をやっていくというのを今後5年ほど続けていくための予算でございます。

さっきのモニタリングをやる指定希少野生動植物、こちらのほうが今、約25種類ほど やってきております。最終的にレッドデータブックスに登載予定の数が……。今レッドデータブックスには、2011年の数字で1,289種上がっております。ですから、またここが10年前よりは154種ほどふえておりますので、今後ここの数字としてはふえる傾向にあろうと考えております。

三浦委員 食育の関係なんですけど、私も子供が2人いまして、小学校2年生と幼稚園で、ちょうど今、幼稚園の卒園式をやっているところだと思うんですけれども、学校給食の1カ月の献立表を見たんですよ。そうすると、日出町でとれている食材というのでマークがあるんですけれども、非常に少ないんですね。

先日、予算特別委員会の農林水産部に対する質疑の中で、大分県は学校給食等で全国的にもトップレベルの県内の自給率があるというような答弁をいただいたんですけれども、できれば、せっかくこういった条例を策定していますし、見える化という意味でも、また

親子の会話の中とかでも、大分県でとれた食材というのはもう少し表記が学校給食等であれば、親の意識づけといいますか、変わってくるのかなとも思ったりもしますし、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

佐伯食品安全・衛生課長 教育委員会や、それから農林水産部の主な取り組みになってくるだろうと思うんですけれども、私ども食育推進をする事務局といたしましては、今、教育現場でも農林水産部でも地産地消を積極的に推し進めておりまして、先ほど言いました食育推進計画の中でも、丸ごと大分県のものを使った学校給食の割合をふやしていこうだとか、そういう目標指標もつくっておりますので、そういったところをしっかりそれぞれ学校が取り組んでいっていただけるように、私ども事務局としてもいろんな会議の場で働きかけていきたいと思います。

三浦委員 ぜひそういった見えるといいますか、やっぱり保護者とすると、子供がきょう お昼は何食べたか、それによって夕食は何にしようかと考えたり、また親子の会話があったりとか、きょうの給食どうだったとか。なので、私が献立を見たときに、せっかく県内の食材を使っている中で地元の日出町のだけしか表示がなかったのは非常に残念だなって 思いがしましたので、ぜひそういう取り組みをしてほしいと、ぜひ旗振り役の生活環境部 にお願いしたいと思います。

古手川委員長 その辺はまた農林水産部とも、仕入れとか卸の中で難しい部分もあるかと 思いますけれども、意識づけしていただければと思います。

ほかございますか。

河野副委員長 今の食の安全の関係なんですけれども、農業の生産現場に行きまして、輸出関連のお話を現地で伺ったときに、欧州の基準からいったら日本の農産物なんて、とてもじゃないけど残留農薬や使用農薬の関係で輸出できない状況にあると聞いて非常にショックを受けたことがございました。

そういう意味で、世界の中での日本の食品の安全基準自体が評価されているものではないということを知って非常にびっくりしたということがございまして、生産する立場、生産を指導する立場だけではなくて、やっぱり食の安全という立場で大分県の農産物の優位性をつくっていかなきゃだめだなと思ったわけで、その辺がこの食の安全の中で取り組みができないのかというのが1点。

特に今、道の駅等で、生産するところに出て自主的な残留農薬等の検査をやろうということで、宮崎県なんかは実際に毎日それができる施設を自前で抱えるところもあって、それを売りにしている。要するに、安全性を売りにするというところもあると。やはりこれは、きちんとそういった検査する能力のある部署と、それから生産を推進する部署がより強く連携していただく必要があるんじゃないかと思っております。それについてお考えがあればお聞きしたいと思います。

もう1点は、28ページのNPOの人材育成の関係なんですが、自然環境保護の関係については、私も議会で提案させていただいたクラウドファンディングの活用が図られるということなんですけど、そのときに一緒に提案させていただいたのは、紹介した事例の中で、NPO等の活動資金を調達する手法としてのクラウドファンディング、要するに、どういうことを目的とし、どういうことをやっているというNPO自体のPR、自分たちの意識づけにもなる、自己満足じゃなくて地域住民の皆様から評価されるNPO活動にもつ

ながる動きとして、このクラウドファンディングのプラットホームの提供ということが地 方公共団体の中にもあっているということを言っておりました。ここはせっかく基金を造 成するということでありますけれども、そういったことについて検討していることがあれ ばお聞かせください。

佐伯食品安全・衛生課長 食の安全の関連でございます。まず、農産物の残留農薬等の関係なんですが、これにつきましては約10年ほど前、国が基準を非常に厳しくいたしました。いわゆるポジティブリスト制度と言うんですけれども、非常に厳しい基準を一律でつくりまして、今、厳しい基準を適用しております。検査も年間に数十件程度だったと思いますけど、検査をしながら、いろんなチェック体制をとっておりまして、この基準は、先ほどの現場の方との認識が違うんですが、私どもとしては、ほぼ国際標準に近い残留農薬の基準だろうと考えております。

それから、国際標準という意味では、現在HACCPの取り組みについて厚生労働省のほうで義務化を見据えてタイムスケジュールを今作成しておりまして、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、かなりの部分が義務化をされてくるんだろうと考えております。業種によって段階的に導入をするという作業を今しているところでございますが、そういった国の動向を見ながら、大分県内のいろんな業界団体等に対して、できるだけこのHACCPの取り組みができるような支援を、農林水産部や商工労働部等と連携をしながら来年度以降取り組んでいくことを今考えております。

それから、道の駅等の安全性の確認についてなんですけれども、これにつきましては農林水産部が中心となって今少しずつ進めているところでございまして、現在、大分県の食品安全行動計画というのを、27年度から29年度までの計画をつくっておりまして、その中でも、やっぱり道の駅というのは非常に重要な位置づけにしておりますので、そういった中で、私ども、それから農林水産部と一体となって、計画に沿った形でしっかり安全性の担保に向けて進めていきたいと考えております。

塩田県民生活・男女共同参画課長 公益財団法人おおいた共創基金というのが、もともと公益活動を県民全体、社会全体で支えるということを理念としてスタートしたものでございます。もちろん企業からの賛助会員の獲得も図ってまいりますけれども、何よりもNPOからも頼られる存在となるように、来年度以降、体制を強化していこうと考えております。

その中の具体的な例としまして、個別のNPOの活動状況をおおいた共創基金のホームページで紹介いたしまして、その中で、クラウドファンディング的に資金を募って個別のNPOの活動を支援していただくと、そういう仕組みも考えております。

酒井理事兼審議監 関連して、副委員長がご提案いただいたクラウドファンディングについては、もう1つの新たな環境保全の仕組みづくり推進事業、こちらのほうで実は大きく計画をしております。

残念ながら、28年度は準備期間ということで予算的には余り大きな額を計上していないんですけれども、来年度、まず母体となる自然保護活動団体を、しっかり県内の状況を把握して、いわゆるクラウドファンディングで資金を集められるような団体をきちんと育成しようと。その中でやっぱり主力になるのは、お話のあったNPO法人がかなり多く中に入っておりますので、今年度はそういうクラウドファンディングの事業を担えるように

しっかり育成しようと考えております。

河野副委員長 まず、残留農薬の関係なんですけれども、これは実は生産現場だけじゃなくて、農協の幹部職員とTPP対策について話し合ったときも、欧州向けの農林水産物の輸出という形は可能なんですかという話を聞いたきに、いや、実はと。農薬等の基準が全く違って、ここについては非常に厳しい壁がありますというお話を伺っております。

そういった意味で、先ほどご提案したとおり大分県産品のブランド化という部分で強みにしていける分野かなとも思っております。だから、ぜひ規制部門――実際にそういった規制、残留量等のチェックができる体制、機器等をお持ちの部署と農林水産部との連携をしっかり図っていただければなと。これは要望です。

それから、クラウドファンディングについては、さっき言いましたけど、NPO法人の活動そのもののチェック機能がそこにあり、やはりひとりよがりの活動ということでいくんではなくて、何が評価され、何が評価されないのかということをNPO自身に考えていただく機会としていただくように、より充実させていただければという要望です。よろしくお願いいたします。

佐伯食品安全・衛生課長 先ほどの残留農薬の検査の関係でございますが、現在、私ども 規制行政といたしましては年間に70件ほど検査をしております。県の衛生環境研究セン ターや県薬剤師会検査センターにお願いして、それだけの残留農薬を検査しているところ でございます。

玉田委員 まず1点目が10ページ、生活環境企画課の高齢者交通安全対策推進事業の中で、確認ですけれども、事業内容は免許の自主返納を推進するとともに体験講座を開催するという経費ですけど、これは機運醸成のために講座を開催するという位置づけということでいいのか。具体的にその先の返納についての活動もなさるのかどうか、それについてお答えください。

それから次が、同じく酒井理事のところですけれども、おおいたジオパーク推進事業で、これは予算特別委員会のときに、姫島、豊後大野の課題について、専門職員とか、それから拠点施設の問題だとかということでおっしゃっていましたけれども、その課題解決の補助ということで、この800万円というのが組まれているのかどうか。これは国庫が入るのかどうか教えてください。

それから、今、河野副委員長も言っていましたけど、NPOの関係で、予算特別委員会のときにNPOの今の財政状況についてということで木田議員が話をしましたけれども、そのときに、所轄部署に年1回、財政状況の報告があるということでした。その先のやりとりが少しそこで途絶えてしまったんですけれども、実際のところ、財政状況が非常に厳しいと県が把握しているNPO法人は大体何割ぐらいあって、それに対して今回のNPOセンター運営事業の委託とか、人材育成を図るとか、そういうところでどうそこに対して具体的に支援していくのかということ。

それから、危機管理で、72ページの大規模災害対策連携強化事業、これはすごく大変な事業だなという趣旨で、今回、災害応急対策活動の要領をつくりますと。当然その次のところがやっぱり非常に現場が広くて深くて、これから先が大変だなと思うんですけれども、今後つくった後に、県内の流通、輸送などの民間事業者等にこの先どうやって広げていくのか、それについてのお考えがあったら教えてください。

それと最後ですけれども、同じく防災危機管理課の関係で、73ページの原子力防災対策推進事業費の中で、愛媛県との連携強化に要する経費で35万5千円。ちょっと僕は少ないなという気もしているんですけれども、この中に住民による意見交換会というのが入っていますけれども、これはどの辺のエリアの住民の方々と意見交換会をされるのか、愛媛県の方との交流も含んでいるのか、その辺について教えてください。

酒井理事兼審議監 では、私から2つお答えいたします。

1つは、高齢者交通安全対策推進事業費の中身でございますけれども、今、委員お話しのとおり講座を開催すると。現在18市町村、全部の市町村でそういう講座を開催しまして啓発を図るというのが1つでございます。

もう1つは、サポート店といって、要は返納したときにカードを渡しまして、それでサポート店の恩恵を受けられるというような制度を今つくっております。今このサポート店をふやすようにしておりまして、27年末で600店ほどあります。この地域別に見てみると、やはりこのサポート店が多いところの返納率が上がっているようなので、ここを少し拡充していくと。将来的には、例えばコミュニティーバスあたりとも連携をするとかというような形で、返納すれば何かメリットがあるんだというところをうまく連動させる取り組みをやっていきたいと考えております。

もう1つ、13ページのおおいたジオパーク推進事業の中で、市町村に対する補助は、 事業概要のところの一番上でございますが、800万円ほどが姫島と豊後大野の実行委員 会のほうにおりる金額でございます。残念ながら国庫はゼロです。県も市町村も国庫から の補助金というのはございません。このジオパーク活動の取り組みそのものが、そういう 補助金が初めからありませんよという事業ですので、そういうところで今頑張っています。 塩田県民生活・男女共同参画課長 NPOの厳しい現状の把握と、それから、そういった NPOに対してどのようなアプローチを考えているのかというご質問だったと受けとめて おります。

まず、NPOの現状につきましては、支出規模が金額にして大体100万円未満のところが、約500あるNPO法人のうちの4割をちょっと超します。 41%ちょっとですね。ただ、金額が少ないから弱いのかというと、そういうこともないと思いますけれども、年度によってNPOのニーズ調査、アンケート調査をしましたときに、行政と協働したいという意識がやっぱり高い状況にあります。現実に平成26年度で申しますと、県と協働しているNPO、委託という形で県から仕事を請け負っているところが120件ございます。補助を受けているところが77件ございます。そういった状況を踏まえまして、大分ボランティア・NPOセンターの事業の中で、まずはいろんなご相談をお受けします。そのご相談の内容によって、やっぱりいろんな活動の幅を広げたいとか、特定の専門分野のアドバイスを受けたいということであれば、今15名登録しております運営アドバイザーを派遣いたします。先ほど申し上げました行政との協働に取り組みたいというところには、新たに協働コーディネーターを配置しまして、そういったきめ細かな相談にも乗りたいと思っております。

そのほか、いろんなレベルに応じた講座も開設して、その講座を受けていただくという こともしております。

池永防災危機管理課長 2つご質問をいただいております。

最初に、大規模災害対策連携強化事業でございます。確かに今、委員がおっしゃられたように、広域受援計画というのを策定しております。これは大きい流れということで、県、市町村とか行政、関係機関の流れでございます。

ただし、東日本大震災の流れからしますと、やはり行政や関係機関だけではマンパワー、 それからノウハウがやはり足りなかったということで、いろんなところに民間企業を入れる中で非常に円滑にいったということであります。そういった中で、今回は民間事業者等をいろんなこの受援の中に散りばめていこうということでやっていくところであります。

ただし、今170ぐらい協定等があるんですけれども、協定だけ結んで、どういったところで、どういった形で具体的にノウハウやマンパワーを生かしていけばいいかというようなことが、まだちょっと明確化されないというところもございまして、今後は、例えば支援物資のテーマとか、医療のテーマとか、ある程度テーマを絞って、連携ネットワーク会議といったところに事業者、それから関係課に集まっていただきまして、うちはこれができますと、うちはこういうことを提供できますよと、そういうすり合わせをしていきます。その中で、タイムラインに沿った討論型の訓練をしまして、うちはこういうところはこういうことができますといったことをやりながら、自分の役割をしっかり認識してもらうと。そういったことを、また活動要領みたいなもので、しっかり皆さんのそれぞれの民間事業者がどういうところで力を発揮するかということも整理していきたいと思っております。

もう1つの原発対策でございます。

住民による意見交換会ということでございまして、昨年11月、実際に伊方のほうから 住民が避難されたという訓練がございました。この中で、やはり知らない土地に行くので 不安であるというご意見もございました。実は、事前にはかっている血圧とかあったんで すけれども、避難所に来てはかったら高目に出たり、やはりかなり緊張された方が多かっ たということもございます。

そういった中で、やはり顔の見える関係というか、大分はこういったところだということを、こっちの受け入れるほうもですね、むしろ受け入れる側のほうも、どういった人が来るのか逆に不安に思っている方もいらっしゃるということで、お互いに顔の見える関係、それから、どういったことを我々は心配しているんですよとか、じゃ、我々もどういったことができますとか、そういったところを、ざっくばらんに意見交換会という形で、今回、一、二カ所ぐらい、受け入れをするような地域で、実際に愛媛の住民の方に来ていただきまして意見交換会をするということを今考えております。

玉田委員 わかりました。

まず、ジオパークの件ですけど、再認定に向かって今年度やるという大きな方針の中で、本当にありがたいんですけど、欠点を補う拠点施設だとかのところについて、その分の補助というのはお使いになるんですか、さっきの800万円は。それは、実行委員会の分についてはソフト分だけという整理なんですか。

酒井理事兼審議監 残念ながら、この補助金はハード事業には使えないんです。ですから、 そういう面では何かものをつくるときの一部というのはちょっと難しいかなと思っており ます。

玉田委員 わかりました。

井上委員 40ページの教育費の私学振興指導費ですね。これは27年度に比べてかなり 少ないんですが、一般財源からはあんまり変わらないですけれども、これはどういうこと が今年度減ったのか。

あと、42ページの私立学校施設耐震化促進事業ですね。これはそれぞれの学校の希望 に応じてと思うんですが、これも減っていますけれども、これは耐震化がかなり進んで希望するところが減ってきたからなのか、その辺のところを。

徳野私学振興・青少年課長 今の委員の2つのご質問にお答えします。

まず、40ページの私学振興指導費を昨年に比べて約4千万円ほど減額しております。 その理由は、平成27年度に高校生就学支援基金という授業料を補助する制度が変わりま して、それまで基金から支出していたものが、国庫で直接受けられることから、国に基金 を返還した金額が約4千万円ございましたので、実質的には前年とほぼ同額でございます。 それから、42ページの耐震化でございます。これも、今28年度を目途に私立の耐震 化100%を目指しております。それで、27年度は改築3校、補強が2校でございまし たものが、28年度は改築1校、文理大附属さんを予定しておりますが、この1件で私学 は100%を目指しております。

井上委員 もう1つ、ちょっと項目が違うんですが、73ページの1番下の防災情報伝達 体制整備事業費で、ヘリコプターテレビ電送システム設計委託料ということですけど、こ れはさっき説明のあった防災ヘリの更新に関連しているということでしょうか。

法華津防災対策室長 これはヘリコプターからのテレビの配送システムでありまして、平成8年に導入いたしまして、それから19年たちまして、老朽化に伴って更新をするものであります。

井上委員 そうすると、やはり今度更新する「とよかぜ」から映像を送るということでしょうか。

法華津防災対策室長 今の現行機でもこのシステムを使って映像を受信しておりますけれ ども、このシステムが老朽化したことから更新するものでございます。

井上委員 はい、わかりました。

酒井理事兼審議監 申しわけありません。先ほどのジオパークの関連で、ハードには使えないと答弁してしまいましたが、一部ハードに使えるようです。推進協議会にはソフトだけなんですけど、市と村への直接の補助の中には、解説板とか展示内容の一部に補助を使っておるようでございますので、全く使えないということはないようであります。

平岩委員 済みません、さっき先ほど聞き忘れたことがあったので、2点。

性犯罪・性暴力被害者対策推進事業ということで、ワンストップ支援センターの設立にご尽力いただいたこと、本当に感謝をしています。研修を積み重ねて、4月1日からスタートすると思うんですけれども、1つは、そういうところがありますよという啓発がどう県民の皆さんに伝わっていくのかなというのが、やっぱりとても重要だと思っています。そこに駆け込んでいく、そこにつながる人たちは、即事件に巻き込まれた人もいれば、長い間そのことで苦しんで、今になってまた揺れ戻しが来ているという、もういろんな人たちがいると思うんですね。すぐの人たちは警察介入が必要になってくるし、犯人逮捕のいろんなものもかかわっていくようなことになると思うけれども、心の中ですごく悩んでいる人たちは精神的な支援が必要になってくるしということで、そこでサポートする人たち

は、物すごくいろんなものが求められると思うんですね。その人たちがすぐに即戦力には ならないにしても、長い年月かけて、やっぱりスーパーバイザーみたいな形で成長してい くだろうなと思うんですけれども、そこらあたりを少し聞かせていただきたい。

今、全国に何カ所かある中で、ちょっと調べてみると、やっぱり行政が主になってやっているところが多くて、民間が主になってやっているところは大阪のSACHICOぐらいかなと思ったりするんです。そうすると、DV被害の支援もそうなんですけど、大分県もアイネスも婦相もありますけど、民間も支援していて、民間のほうがやっぱり小回りがきいていて、どちらかというと当事者にとってはちょっと使い勝手がいいかなというところもありますので、行政が建ててくださる性暴力の被害者支援センターなんですけれども、そこにこれから民間としてどうかかわりが持てるのかな、民間の力も必要になるときが来るのではないかというようなところも、少し先のことが見通しとしてわかればというところが 1点。

それから、自死遺児救済援護事業というのが組まれてますね。それは親御さんが自殺を した子供たちに対する支援をしますよという、とても大事なことだと思うんですが、何人 ぐらいの子供を支援しているのかというところ。

実は交通遺児支援事業というのもあって、それも該当の子供を探すのはやっぱり大変神経を使うんですよね。悲しい状況で亡くなっている親御さんがいる子供たちですので、あなたのお父さん、お母さんは交通事故で亡くなったんですかというところ、情報がとても捕まえにくくて苦労するんですけど、この自死遺児だったらもっとつらい状況の中の子供たちなので、そういうところがどうそこにつながっていけるのかというところが少しわかったら教えてください。

塩田県民生活・男女共同参画課長 まず、ワンストップ支援センターの啓発についてでご ざいます。

今、4月1日開設に向けて最終段階に入っておりますけれども、基本的に電話でお受けするということで、覚えやすい電話番号、それからそれを載せたリーフレット、それからいろんな商業施設、公民館等に置いていただく小さ目のカードなども今作成中でございます。

4月1日開設でございますので、集中的にその前後に広報をぶつけますけれども、例えば市町村広報紙への掲載も依頼しております。これから先は新聞等いろんな媒体も使って、 やはりそういう場所があるということ、安心感を与えるという意味で集中的に広報には力 を入れてまいります。

それからもう1点、民間の小回りのきくNPO法人等との連携ということにつきましては、性犯罪、性暴力を受けた被害者が自立に向けて、そういった被害者同士が自分の受けた経験を話したりすることで気持ちが和らいでいくと。そういう安らぎの場を民間NPO法人のご加勢もいただきながら、被害者にはそういう場の提供も今考えているところでございます。

徳野私学振興・青少年課長 自死遺児救済援護事業ですが、自殺をする方は全国で3万人で、大分でも200人ぐらい年間いると言われておりまして、そういった方たちの遺児が何人いるかという情報はないんですが、当事業はそういった青少年にもやはり光を当てたいということで、社協等を通じて希望をとりまして、例えばクリスマスプレゼントであっ

たり、見舞金を送ったりしておりますので、大体その方たちが毎年二、三十人ぐらいとい うご希望が上がってくるような状況でございます。

平岩委員 ありがとうございました。

自助グループが自立するための活動も組まれていますので、先が長いことだと思いますけれども、ぜひワンストップ支援センターが発展することがいいことかどうかわからないんですけど、それと、やっぱり悩んでいる人たちがみずから行こうという前に、誰かが背中を押す、こんなところがあるよというのを知らせるということも大事なのかなと思いますので、ぜひ啓発も力を入れていただきたいと思います。ありがとうございました。

古手川委員長 ほかございますか。よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 委員外議員の方でどなたかご発言は。お一方だけということで。

森議員 1点だけ。60ページになるかと思うんですけれども、環境保全課に。豊後大野市三重原地域の臭気対策に関しては、12月の一般質問でもさせていただきまして、部長からも、今後積極的に取り組んでいただけるというようなご回答もいただいたところですけれども、地元保健所の所長さんにも、あの後私も行ってこういう状況ですというお話もさせていただきました。現在の地元保健所等との連携とか、情報共有の状況についてお聞かせください。

江藤環境保全課長 前回の議会の質問以降、地元の豊後大野市と協議をして、悪臭防止法の地域指定等、今後、法令に係ることや専門的な情報とかも含めて情報共有しましょうということで打ち合わせを行っております。

森議員 きのう、実は農林水産委員会でこの関係で質疑をさせていただいた際に、畜産振興課もこの点について、現場の状況も把握しながら状況を見ていくということで、また職員さんのほうも、常にあのあたりに行ったら窓を開けて現場の状況を確認してくれているという状況でございますので、引き続き対策をよろしくお願いしたいと思います。

古手川委員長 要望ということでよろしくお願いします。羽野議員、時間の都合がありま すので申しわけないですが、これで質疑を終わります。

なお、採決は福祉保健部の審査の際に一括して行います。

次に、第32号議案大分県環境基本計画の策定について、執行部の説明を求めます。

酒井理事兼審議監 議案書262ページ、第32号議案大分県環境基本計画の策定についてを説明いたします。別に同名の議案別冊資料も配付しておりますが、委員会資料で説明いたしますので、こちらの1ページをごらんください。

1ページ目の環境基本計画の概要は12月にご説明した内容でございます。今回は、資料の2ページでご説明いたします。

12月の本委員会報告後、計画案は大分県環境審議会に諮問いたしまして、今回、審議会委員のご意見等を踏まえて修正したものでございます。修正した部分が2ページの左側半分に表になっております。

1つだけご紹介したいと思います。

1ですが、地球温暖化問題の情勢について、COP21のパリ協定について記述すべき とのご意見をいただいたことから、表の右側に書いておりますように、パリ協定締結を踏 まえた記述に修正しております。 次に右側の環境指標の部分をごらんください。

指標全体については、12月の本委員会でご説明しておりますが、前回は個別計画に策定中ということで空欄になった部分がございます。今回新たに数字は入っているのは、右側の34の二酸化炭素排出量、38のエコエネルギー活用率、39のクリーンエネルギー自動車の導入台数に新たに数字が入って、これで完成でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第34号議案大分県男女共同参画計画の策定について、執行部の説明を求めます。 塩田県民生活・男女共同参画課長 議案書では265ページですが、引き続きお手元の資料の3ページ、4ページでご説明いたします。

また、別冊としてお手元に第4次大分男女共同参画プランも配らせていただいております。

まず、3ページでございますが、計画案の体系を示しておりますが、昨年12月の本委員会でご説明しておりますので、説明は省略させてただきます。

4ページ左側をごらんください。昨年10月から11月にパブリックコメントを実施いたしました。

主な意見と反映状況についてご説明いたします。

上のほうの2番でございますが、提出意見件数にありますように、6名の方から延べ27件のご意見をいただきました。その中の1番でございますが、セクシュアルマイノリティへの配慮についていただきました。これにつきましては、アイネスの相談窓口におきましてセクシュアルマイノリティに関する相談に応じてまいります。

次に、4ページ右側をごらんください。指標及び目標値についてでございます。

今回25の指標及び目標値を掲げております。このうち、新たに採用する指標は新規の欄に丸印がある14個です。主な指標としては、新規ではございませんが、1番の男は仕事、女は家庭という考え方に同感しない人の割合、11番のDV被害を一度でも受けた人のうち相談した人の割合、16番の女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍宣言企業数でございます。

内容については、昨年12月の本委員会でご説明しており、詳細は省略させていただきます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第33号議案大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

塩田県民生活・男女共同参画課長 議案書では263ページでございますが、お手元では、 委員会資料の2ページをお開き願います。

1の改正の趣旨は、高齢者を中心に深刻化する消費者被害を防止し、地方公共団体における消費生活相談体制を強化するため消費者安全法が一部改正されたことに伴い、これまで法律や県の規則等で定められていた県消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を、本条例において明文化するものであります。

2の改正の内容といたしましては、資料の左側中央にありますように、消費者安全法の 改正により新たに内閣府令で定められた消費生活センターの名称や住所等を公示すること、 センター長及び事務を行うために必要な職員を配置すること、消費生活相談員として資格 試験合格者等を配置することなどの6つの参酌基準に沿って、その右側のように本条例に おいて第10章を新設し、6つの事項を定めるものです。

3の施行日は、改正消費者安全法の施行に合わせまして、本年4月1日としています。 この改正により、消費者被害の未然防止、拡大防止のために、本県における消費生活相 談体制のさらなる充実、強化を目指していきたいと考えております。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第35号議案大分県いじめ問題調査委員会条例の制定についてですが、本案は文 教警察委員会に合い議をしておりますことを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

徳野私学振興・青少年課長 第35号議案大分県いじめ問題調査委員会条例の制定について、ご説明いたします。議案書は266ページですが、お手元の委員会資料3ページに基づきましてご説明いたします。

1の背景でございます。

平成23年に滋賀県大津市の中学生がいじめにより自殺に至った事件を契機として、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されました。

また、いじめが起因と考えられる児童、生徒の自殺は、現在も全国で発生しております。 このような状況を踏まえ、本県において、いじめにより発生した重大事態に関する県教 育委員会、また、学校法人等が実施した調査の結果について、再調査をするための委員会 を設置するものでございます。 次に、2の調査の流れでございます。

資料の流れの重大事態の発生のところで、県教育委員会、学校、学校法人等が起こった 場合に知事に報告がございます。そこで知事が調査が必要と判断した場合に、知事が委員 会に諮問するものでございます。

真ん中の太線で囲んでおりますのが今回の条例案の内容でございます。

所掌事務第2条は知事の諮問に応じまして、法第28条第1項の調査の結果について調査審議をしまして、結果を知事に答申します。

組織に関しては5名、法律、医療、心理、福祉等の有識者から知事が任命をいたします。 任期は2年でございます。

そのほか、ネットいじめ等特別の事項が原因の場合、必要とあれば臨時委員を置くこと になっております。

なお、県立学校に係る調査結果につきましては、いじめ防止対策推進法で議会に報告することとなっております。

3関係条文でございますが、いじめ防止対策推進法第28条、ここで重大事態を定義しております。2つございまして第28条の1で、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、例えば、いじめにが原因と見られる自殺の場合、それから2番目、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているということで、相当の期間というのは30日以上となっております。そういった場合に知事に報告がありまして、知事のほうで再調査が必要であれば行うものであります。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

三浦委員 1点だけ。流れと条文を見ると、県立学校は非常にわかりやすいんですけれど も、書いていますけど少しわかりづらいので、私立学校の場合の対応というのをちょっと 教えてもらえますか。

徳野私学振興・青少年課長 私学の場合は、1次調査は学校法人で行います。その場合に 重大事態が発生したという報告がありましたら、知事が必要であれば、やはり私学の場合 でも調査委員会で再調査をすることができるという規定でございます。

それから、県立高校の場合は県教委の中で1次調査を行って、その報告に対して今度知事部局が必要があれば2次調査を行うということで、これは県所管の県立高校、それから私学に関しましては私立の小・中・高等学校でございますので、例えば市町村立の小・中学校であれば市町村で同じような委員会をつくって2次調査をするようになっております。河野副委員長 今の発言に関連してなんですけれども、特にこの調査委員会の権限についてお伺いをしたいんですけれども。

要は、問題の有無や、あるいは発生原因、そしてそれに対する対策、こういったところまで立ち入ってこの調査委員会が報告を出すものなのか。あるいはその報告をしたとするならば、それに対して公立の場合は知事が是正を指示するというお話になるかと思うんですけれども、私学について、どこまで調査結果というものが対策を講じることについての強制力といいますか、そういったものを持っているのか、この点についてお聞かせください。

徳野私学振興・青少年課長 委員会の効果についてでございますけど、今、副委員長が言

われたように、公立の場合は総合教育会議ということで教育委員と知事の会議をする場がありますので、そういったところで報告の内容を教育委員会と協議する。私立高校等の場合ですと、やはり経営主体が民間でございますので、確かに直接指導というのはなかなかやりにくい面がございます。ですから、先ほど副委員長も言われたように、まず、1次調査の内容がちゃんと法に基づいて行われているかどうかというのが大きな観点で、さらにちょっと1次調査の内容で足りないところに関しましては、学校関係者等に聞き取りをしたり、調査をする権限も調査委員会にはございますので、そういったものを調査しながら、学校に対しては引き続き、学校の調査に足りなかったもの、それから同様の事態が起こらないようなことを県としては働きかけていくことになろうかと思っております。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決については、文教警察委員会からの回答を待って行いたいと思います。

次に、継続請願13原発事故等の対策について大分県に説明会の開催を求めることについてですが、提出者から取り下げたい旨の文書による願い出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本継続請願の取り下げを許可することと決定いたしました。

次に、請願15大分県環境影響評価条例の改正を求めることについて、執行部の説明を 求めます。

江藤環境保全課長 請願15大分県環境影響評価条例の改正を求める請願についてご説明いたします。

条例による環境影響評価制度は、事業規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、あらかじめその事業が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、県民などから意見を聞き、より環境の保全に配慮した事業計画をつくり上げていこうとする制度でありまして、事業計画に対して許認可をするというものではありません。

条例では、道路の建設や工場用地造成事業など10種の対象事業を定めております。

太陽光発電所の建設は、その対象事業そのものには該当しませんが、30~クタール以上の土地の造成を行う場合はその他の土地開発の事業に該当し、事業者は環境影響評価を行わなければなりません。

今回の塚原に計画されている事業については、現時点では計画の詳細が明らかになって おりませんので、これに該当するかどうかはわからない状況です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

河野副委員長 こういった条例の適用範囲について、基本的には、特にいろんな民間事業者の事業、開発行為等については、一定の段階までに通常の条例に載るような事業であれば、条例に基づいた届け出や許認可の申請を要するという場合があるわけですが、もう既に今この状況の中で塚原の太陽光発電というのは相当に事業が進捗しているという認識を持っているんですけれども、こういったことが、仮にこのような条例改正が行われたとし

ても、この地域のこの事業について、この条例でカバーするということは遡及的にできる んでしょうか。その辺のお考えを聞きたいんですが。

江藤環境保全課長 条例改正を含めて、周知期間等いろんな問題がありますので、いつどの時点で着工かとか、その辺については今後いろんな情報収集をして勉強させていただきたいと思います。

酒井理事兼審議監 遡及適用ということだったので補足してご説明しますが、もうご存じのとおり条例ですので、通常は遡及できません。今回、塚原地区については2地区で今計画があります。最初の計画は、もう既に着工していると見られていますので、これはもう、今から条例改正しても遡及適用はありません。

もう1つのリックのほうについては、まだ着工していませんので、条例が先か、着工が 先かという話にはなると思います。

古手川委員長 請願の紹介者の近藤議員と、ちょっと私もご説明を聞く中でお話をしたときに、そういうことも理解をした上で、こういう機運もぜひ盛り上げていただきたいという趣旨も含めて、何とか採択いただけないだろうかという意見をいただいているんですけれども。

三浦委員 平成27年10月に長野県が条例を改正されているという資料をいただいているんですが、先ほど説明があったように、環境影響評価で、例えばこのリックのメガソーラーが環境に及ぼす影響というのが、調査、予測及び評価が必要ということなんですけれども、時間といいますか、どれぐらいその調査とか、条例を加えるのであれば、その影響があるのかないのかも踏まえて、その辺の考え方と、長野県がこの条例改正に至った経緯というのを少し教えていただきたいなと思います。

江藤環境保全課長 長野県が条例の対象事業とした理由なんですが、メガソーラーの計画が、20~クタール以上が13件、50~クタール以上が5件、うち1件が国内最大級の計画ということで、非常にその計画の件数が多いというようなことで、メガソーラー事業を対象に入れております。

それと、アセスの事業期間ですが、おおむね3年程度と考えております。

玉田委員 さっきの説明の確認にもなるんですけれども、まず1つが、この計画が環境影響評価事業に該当すると考えるとこの請願者の方は言っているんだけど、それは該当すると考えられるのかどうか。その件について再度。

江藤環境保全課長 今回の件については、まだ事業者から詳細な情報が入ってませんので、該当するかどうかわからないんですが、今の県の条例の中では30~クタール以上の土地の造成を行う場合は該当します。今の条例の中でですね。

三浦委員 例えばこの条例が改正をされた場合に、県内ではまだメガソーラーの建設予定がかなりあると思うんですが、生活環境部で把握されているかどうかは別にされて、この条例が改正された場合に、まだ未着工のメガソーラーが対象になるという影響がどうなのかというのを教えてください。

江藤環境保全課長 今、林地開発で1~クタール以上の申請が上がっているのが約10件 程度あります。うちの課にそういうメガソーラーの相談があった件数が約7件です。

河野副委員長 済みません、この中にもありましたが、由布市の条例があんまり強制力が ないという意味で、より強い権限を持った条例にという趣旨のようにちょっと読めるんで すけれども、実際に環境影響評価法があって、県の条例があってという段階があるわけで すけれども、仮に事業をおくらせる効果もあるのかもしれないんですけど、事業を思いと どまらせる効果というのはあるんでしょうか。

例えば、保全措置でかなりの出費が必要になって、経費的な問題として事業の継続困難だという判断は経営的にあり得るのかもしれないんですけれども、これが、請願者の皆さんが期待されている効果というのが本当に発揮できるのかなというのがいまいちよくわからないんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

江藤環境保全課長 その辺、非常に難しいんですけど、アセスがあって、例えば3年かかるということであれば、事業を断念しようかとか、資金的な問題があったら断念しようかというのもあるんですが、アセスをやればやってもいいんだなということにもつながりかねないなとは思っています。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、今までの説明をもとに採決をさせていただき たいと思います。よろしいでしょうか。

本請願は、採択すべきものと決することに、ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

ただいま、採択した請願については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告 を請求する旨、議長あて報告をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。 まず、①から④の報告をお願いします。

酒井理事兼審議監 第2次生物多様性おおいた県戦略(2016-2020)の策定についてご説明いたします。

それから、きょうお手元に10種類の計画の本体の冊子をお配りしておりますので、お 持ち帰りいただきたいと思います。

それでは、A3の委員会資料5ページをお願いします。

資料右上をごらんください。生物多様性とは何だということなんですが、全ての生物の間に違いがあり、それぞれが互いにつながっていることと定義されておりまして、生態の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでさまざまな生物が豊かに存在していくことをいいます。

本戦略は、生物多様性の恵みを将来にわたり享受するため、近年の情勢を踏まえまして、 現在抱いている課題への取り組みを盛り込み、新たに策定したものでございます。

上段のほうに書いております内容は既に12月の本委員会で骨子案として説明いたしましたので、下の部分の具体的な行動計画について、きょうは少しご説明したいと思います。まず、行動計画、左側の1番目、重要地域の保全の(5)大分県版の新たな環境保全の取り組みでは、保全すべき地域の選定方針や手段等を検討いたしまして、大分県版の新たな環境保全の取り組みとして推進します。また、本県の優れた自然環境の魅力を情報発信し、保護活動にかかわる人材や支援者の獲得を図っていきます。

また、自然保護活動団体を支援し、活動の更なる活性化を推進いたします。

次に、右下の7調査・情報整備の推進の(1)調査では、ジオパークやエコパーク等の 地域の学術調査を実施します。

また、(2)情報整備・管理では、本年度整備しました環境地理情報システム、環境GISを活用した情報の蓄積及び提供・公開の拡充にも取り組んでまいります。

これによりまして、環境に配慮した開発の促進や自然環境に関する普及、啓発を図って まいります。

続きまして、6ページをお開きください。

おおいた温泉基本計画の策定について説明いたします。

これも12月に骨子案として既にご説明しておりまして、基本構成に変更はございません。現行計画はもう15年前につくりました大分県温泉管理基本計画というものからかなり年月が経っておりまして、その間に、最近おんせん県おおいたとして大きく売り出してきました。

一方で、温泉を取り巻く環境は大きく変化しておりまして、特に、再生可能エネルギーの普及促進によりまして、地熱開発、地熱発電目的の掘削が急増しておりまして、さまざまな課題も生じてきております。

そこで、中段の真ん中、基本目標を掲げておりますが、有限な温泉資源を保護し、持続可能でかつ、安全・安心な温泉利用を推進することで、おんせん県おおいたの基盤を支えることとしています。

今回は、資料の中ほどの目標ごとの具体的施策、星印が各目標の番号の下についておりますが、これが新規又は拡充する取り組みです。

(目標1)温泉資源の保護では、2温泉保護施策の更なる推進として、温泉資源の衰退 化傾向が見られる地域につきましては、特別保護地域の保護強化や、その下の3にあると おり、地熱発電などの開発による温泉資源への影響を検証する温泉モニタリング調査の拡 充に取り組むこととしています。

1つ飛ばしまして目標3でございます。安全・安心な温泉利用ということで、温泉掲示の適正化の推進、禁忌症等の改訂基準による表示の推進の取り組みです。これは、一回の入浴又は飲用でも悪化するおそれのある病状等を禁忌症としておりまして、改定基準に基づく適正な掲示となるよう温泉事業者に指導を行うものでございます。

最後に、目標 5 温泉の多様な情報発信の 2 保護と利用に係る意識醸成の項目では、おんせん県の次世代を担う子供たち向けの学習教材の作成など、温泉教育の推進にも取り組んでまいりたいと思います。

今後のスケジュールですが、本計画案は、3月末に開催します環境審議会でご審議いた だきまして、3月末日までには成案を得たいと考えております。

古手川委員長 恐れ入りますが、説明をより簡潔にお願います。

望月地球環境対策課長 お手元の資料の7ページをお開きください。

第4期大分県地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定について、ご報告します。

骨子案を報告した後に、パブリックコメントと有識者等で構成された策定会議での検討 を経まして、今回最終案をまとめたものでございます。

資料の左上、序章、計画策定の趣旨の1計画の策定の(3)の位置づけでございます。

括弧書き2行目にございます。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に定める実行計画、また、第3次大分県 環境基本計画の地球温暖化対策の推進に関する個別計画となります。

その下の(4)計画期間でございますが、平成28年度から32年度までの5年間、目標年度は計画最終年度の平成32年度としております。

資料左の中ほどでございますが、第1章では地球温暖化の影響について、第2章と第3章では温室効果ガス排出量の現況と将来推計について解説しております。

第4章では、二酸化炭素排出量削減目標を温室効果ガス排出量の削減目標として設定しております。

まず、設定に当たりましては、序章の2地球温暖化対策の経緯の(2)の国内対策に記述しておりますが、COP21において我が国が国際社会に表明した温室効果ガス削減目標「2030年度に2013年度比でマイナス26%の水準」を踏まえまして、2020年度(平成32年度)において、2013年度(平成25年度)比で、家庭部門ではマイナス16%、業務部門もマイナス16%、運輸部門はマイナス11%を削減目標としております。

第5章では、温暖化防止に向けた緩和策として、3つの重点戦略を定めております。

第6章では、今後の温暖化の影響に備えていくため、本県の影響分野ごとに適応策の方 向性を示しております。

最後の第7章には、推進体制と進行管理についてまとめております。

引き続きまして、8ページをお開きください。

第2次大分県環境教育等行動計画の策定について、ご報告します。

こちらも骨子案をご説明した後にパブリックコメントと策定協議会による検討を経まして、最終案をまとめたものをご報告するものであります。

資料左上の第1章行動計画の基本的な事項の1計画の目的でございますが、大分県の恵み豊かな自然環境を守り、将来へ継承するため、県民1人1人が環境に関する意識を高め、環境保全活動についてみずから考え、主体的に行動することができる人材を育成することとしております。

その下、本計画の位置づけは、環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法 律第8条に定める行動計画、また、第3次大分県環境基本計画の環境教育等に関する個別 計画として策定しております。

計画期間は、平成28年度から31年度までの4年間でございます。

その下、第2章では、環境教育等の基本的な方向として、環境教育を推進する方向性などについて掲載しております。

資料右上の第3章行動計画では、具体的な計画と行動指標を掲載しております。

行動計画の施策の柱は、I人材の育成と活用、II参加の場や機会づくりなど5つで、それぞれの柱立てごとに具体的な取り組みを記述しております。

また、行動指標として、平成31年度の目標を設定しております。

今回、計画の進捗状況がわかりやすい指標となるように、見直しを行いました。例えば、 1番上の環境教育参加者数(累計)は、これまでの講座の実施回数としてりましたが、今 回見直しまして、参加者数に変更いたしました。 最後に左下の第4章では、本計画の推進体制等について掲載しております。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 別にご質疑等もないので、次の⑤から⑧の報告をお願いします。

塩田県民生活・男女共同参画課長 資料 9 ページをお開きください。

第3次大分県消費者基本計画の策定について、ご説明申し上げます。

左上の計画の位置づけでございますが、特に3番と4番をお願いいたします。国の第3期消費者基本計画の基本的方向を反映し、また、平成24年12月に施行されました消費者教育の推進に関する法律第10条に基づく県の消費者教育推進計画としての位置づけもあわせ持つものでございます。

以上のことを反映させた形で、その右側でございますが、基本的視点4つを掲げております。

特に4番でございます。誰もがどこに住んでいても、生涯を通じて、さまざまな場で、 消費者教育を受けることができるということを目指しております。

計画期間は平成28年度から32年度までの5年間であります。

中ほどになりますが、総合目標として安全・安心で、消費者が主役となる豊かな社会の 実現を掲げまして、その下に4つの基本目標を定めております。

さらに、計画の着実な推進を図るため、1番下に掲げておりますが、20の指標及び目標値を設定しております。

今後は、県民誰もが安心して豊かな消費生活を送ることができる社会の実現を目指しまして、市町村を初めとする関係機関や教育委員会、消費者団体等と連携、協働し、第3次基本計画に基づいた消費者行政の推進に取り組んでまいります。

森下廃棄物対策課長 委員会資料の10ページをお開きください。

第4次大分県廃棄物処理計画の策定について、ご説明いたします。

資料左上の第1章、計画策定にあたってをごらんください。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づく法定計画であるとともに、第3次大分県環境基本計画の廃棄物・リサイクル対策に係る個別計画となっております。

計画期間については、平成28年度から32年度までの5年間としています。

続きまして、その下の第2章、第3章廃棄物の現況と将来目標をごらんください。

現況につきましては、産業廃棄物については、再生利用等が進んでおりますが、一般廃棄物については、排出量等が横ばいの状態であります。

これを受けまして、本計画では、下表左から4つ目の欄のとおり目標値を定め、ごみの 減量及び適正処理を図ることとしております。

続きまして、資料右上、第4章、廃棄物の減量及び適正処理に向けた施策をごらんください。

①おおいたうつくし作戦の展開などを通じまして、目標の達成を図ってまいりたいと思います。

続きまして、その下、第5章、第6章廃棄物処理施設の整備に関する事項をごらんくだ

さい。

一般廃棄物処理施設については、市町村に対しまして、計画的な整備を促すとともに、 災害廃棄物の処理拠点として、施設の耐震性等の確保を求めることとしています。

産業廃棄物処理施設については、最終処分場の埋め立て容量が現在のままでは平成32年度に満杯となる見通しであることから、新たな施設整備を進めますが、県外産業廃棄物の埋め立てを主目的とした施設設置を抑制することで、施設の延命化、長寿化を図ることとしています。

続きまして、その下、第7章計画推進に向けた関係者の主な役割をごらんください。計 画推進に向けた関係者の主な役割を記載しております。

委員会資料の11ページをお開きください。

続いて、大分県災害廃棄物処理計画についてご説明します。

本計画は、資料左上にありますように、今後発生が想定される南海トラフ地震など大規模災害に対応できるよう、これまでの災害廃棄物等処理基本方針に代わり、今回新たに策定するものです。

その下、計画の目的ですが、地震などにより発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理 するために基本的な考え方などを定めたものであります。

その下の、第1編の総則では、計画の位置づけ、役割分担、廃棄物の処理方針など計画 の基本的事項を整理しています。

このうち、災害廃棄物の処理・基本方針では5つの基本方針として、関係者が一体となった災害廃棄物の処理などを定めておりまして、これに基づき廃棄物の処理を実施することとしています。

次に、資料の右側ですが、基本方針を実現するため、第2編では組織・推進体制、第3編では処理実行計画の策定等、第4編では処理の実施においてということで、具体的な体制や取り組み内容を定めております。

資料の1番下の第5編、平時の取り組み等ですが、大規模災害はいつ発生するかわりません。平時における取り組みが大変重要であり、事前の備えとして、市町村災害廃棄物処理計画の策定、仮置き場候補地の選定、教育訓練など、平時から取り組みを推進することとしております。

また、この計画は必要に応じて見直すということを考えております。

委員会資料の12ページをお開きください。

続きまして、第2次大分県きれいな海岸づくり推進計画の策定についてご説明します。

資料左上の、第1章の2計画の位置づけにありますように、本計画は、海岸漂着物処理 推進法第14条に基づく法定計画であるとともに、大分県廃棄物処理計画の海岸における 漂流・漂着ごみ対策に関する個別計画として位置づけています。

3計画期間は、平成28年度から32年度までの5年間です。

次に、その下の第2章の1計画の基本理念についてですが、ごみのないきれいな海岸づくりを通じて、地域と環境が共生するうつくしい大分県をめざすこととしております。

次に、その下、第3章海岸ごみの現状と課題をごらんください。

3海岸ごみの発生量ですが、台風シーズン後の最も多くなる月で約8万8千立法メートル、25メートルプール134杯分になる海岸ごみが発生します。

4 これまでの取り組みといたしましては、現行計画に基づき、行政、自治会などによる 清掃活動により、海岸ごみの回収を行ってきました。

5課題としては、回収・運搬・処理の困難さ、人材や資金の確保などが課題として挙げられています。

次に、資料の上右側、第4章基本方針と今後の取り組みをごらんください。

4つの基本方針として、1つ目が海岸ごみの円滑な処理の推進、2つ目が効果的な発生抑制対策の推進、3つ目が県民みんなで進めるきれいな海岸づくり、4つ目が地域連携と協働の推進を定めており、この基本方針のもと右側にそれぞれの今後の取り組みを記載しております。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

玉田委員 廃棄物処理計画について、産廃の処理施設が平成32年には満杯になる見通しで、今、県外の分とか抑制をかけながら長寿命化を図っているという中で、新たな施設整備を進めると。今ちょっと計画を見たら県関与ということも検討すると書いてあるんですけど、僕らはどちらかと言うと公的関与をしっかりさせた処分場がつくれないかなというのがあるんですけど、違うんですかね。この処理計画の81ページで、産業廃棄物処理施設の整備方針の中の公共関与による処理施設の整備で。

森下廃棄物対策課長 公共関与による処理施設をつくってくれという要望はございますけれども、現状で32年には満杯になると書いておりますが、今、計画に、既にもうオーケーを出したのが2つあります。それから、今後設置したいというのが1つありますので、その分が動き出せば32年に満杯になるということはないということで、新たに設置するものについては、もう県外物は余り受け取らないでくれと、県内の産業廃棄物を優先してくれということで、設置のほうのオーケーを出したいというふうに考えております。

玉田委員 じゃ、ここの81ページのところの3番の下から2行目の産業廃棄物税を活用 した県関与による処理施設の整備についても検討すると書いていますけど、県の関与とい うのはどのレベルでの関与ということを考えていますか。

森下廃棄物対策課長 産廃税を使って、要するに排出抑制とか再生利用とか、そちらのほ うの施設整備に研究としてお金を使っていきたいと考えています。

玉田委員 新たに県が関与した産廃施設をつくるんじゃなくて、今あるところの附属施設 についていろいろ検討していくという考えですか。

森下廃棄物対策課長 施設というよりも、さっき言ったように、出さないようにする、うまくリサイクルをかけるための研究、それから、そういう施設を整備する、新たに導入するときのことを研究課題として検討したいという形でございます。やるという意味じゃなくて、必要において研究、検討するという意味でございます。

玉田委員 処理場じゃなくて処理施設ということ。

森下廃棄物対策課長 処理場となると、もう最終処分場とかいう形になりますので、処理 施設といった中間処理とか、それから埋め立て処分とか、いろいろありますので、そうい う書き方をしております。

玉田委員 また詳しく。

古手川委員長 そのもの直接ではなくて、出さないような形の研究だとか、そういう設備

の開発等のところに持っていくということ。よろしいですか。

玉田委員 はい。

古手川委員長 次の⑨から⑪の報告をお願いします。

池永防災危機管理課長 資料の13ページをお開きください。

大分県広域受援計画につきまして、ご説明申し上げます。

大分県広域受援計画は、南海トラフ地震等の大規模災害に備えまして、応援部隊や救援 物資を円滑に受け入れ、被災地に迅速に展開させるためのものでございまして、このたび 策定委員会の検討を経まして策定作業が終了しましたので、ご報告するものでございます。

計画の構成は、第1章から第7章までの7部構成となっておりまして、タイムラインを 明確にした上で、広域防災拠点を中心に救援活動が迅速、効率的に展開できるように受援 体制を定めております。

タイムラインについては、右上にありますように、発災後6時間で大分スポーツ公園に 応援部隊が集結を開始し、48時間を経過した頃には、最大勢力による救援活動が展開で きることとなっています。

各章ですが、第1章につきましては、広域防災拠点の設置、運営についてでございます。 発災後6時間で4つの機能を配置しまして、活動体制を確立します。

第2章は、緊急輸送ルート計画ですが、本県の強みであります災害に強い命の道となる 県南までの高速道路網をフルに活用しまして迅速な応急対策活動を目指します。

第3章は、救助・救急、消火活動に係る計画ですが、全国から派遣される応援部隊について、人命救助の目安となる72時間を考慮しつつ、迅速に被災地に展開させることとしまして、そのための応援要請の手続や活動拠点等を明確化したところです。

第4章は、医療活動に係る計画でございます。DMATを初めとする医療チームの受け入れや医薬品の提供により、医療機能の低下した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復を図るとともに、ヘリ搬送により対応が困難な重症患者等を被災地外の医療機関へ搬送いたします。

資料右側の第5章は、物資調達、燃料供給に係る計画でございます。発災直後は、要請を待たずにプッシュ型支援により備蓄物資や調達物資を迅速に被災地に届けます。また、 県外からの救援物資が届き始める4日目以降になりますと、避難所等の必要量、ニーズに 応じてプル型の支援に切りかえるということでございます。

第6章のヘリコプターでございますが、これは重要な役割を担います。ヘリコプターの 安全かつ効率的な運用について定めているところでございます。

第7章、災害ボランティア活動に係る計画でございますが、発災後72時間以内に大分 県災害ボランティアセンターを設置いたしまして、活動の調整や募集等を行っていくとい うことでございます。

塩田県民生活・男女共同参画課長 A 4 サイズ委員会資料の 4 ページをごらんください。 大分県犯罪被害者等支援推進指針の策定について、ご説明いたします。

この指針の目的は、左上にありますとおり、県が犯罪被害者支援に取り組む明確な姿勢を示し、犯罪被害者等に関する施策を総合的・体系的に推進することでございます。

その下、指針の基本方針ですが、法律や国の計画の基本的方向を反映し、4つを掲げています。指針の期間については、平成28年度から32年度までの5年間としています。

具体的な施策については、その下にありますように、4つの重点課題ごとに取りまとめ、 関係所属が連携して推進してまいります。

主なものだけご説明させていただきます。1つ目の損害回復・経済的支援等への取り組みとしては、給付金制度の充実を図るため、性犯罪・性暴力被害者の医療費の負担軽減などを行います。

3つ目の支援等のための体制整備への取り組みとしては、相談及び情報提供の充実強化のため、市町村における総合的対応窓口の体制強化などを図っていきます。

森下廃棄物対策課長 委員会資料の5ページをお開きください。

産業廃棄物処理施設等設置に係る事前協議制度の一部改正等についてご説明いたします。 改正する内容は2点ございます。

まず、1点目が、産業廃棄物処理施設等設置に係る事前協議制度の一部改正でございます。

資料左上の(1)現状をごらんください。

こちらにありますように、県内の最終処分場の残余年数は25年度現在で6.8年と非常に少なくなっております。このため先ほどご説明しましたように、第4次大分県廃棄物処理計画では、県外物を主として発生する処分場については抑制するというような形をとっております。

このため、課題の2をごらんください。

廃棄物処理法上では、県外廃棄物と県内廃棄物の差別化はできません。また、国のほうでは県内外廃棄物を問わず、広域的な処理を推進しております。

右上(3)改正の内容をごらんください。

これらのことを踏まえ、県外で発生する産業廃棄物の埋め立てを主目的とした設置の抑制を図るため、産廃条例施行規則の改正を行います。

具体的には、改正後の手続の右枠にあるように、事前協議を行う際の添付書類に追加するものとして、県内・県外別埋立予定量や長期財務計画に関する書類を、その下の枠にありますように審査基準に追加するものに、県廃棄物処理計画への適合性を求める項目を加えております。

次の6ページをお開きください。

2点目は、優良な産廃処理業者に係る県外産業廃棄物搬入協議制度の特例についてです。 (1) 現状をごらんください。

優良産廃処理業者認定制度は、許可基準よりもレベルが高い基準をクリアした業者を認 定するものです。

また、県外産業廃棄物の搬入協議制度は、県内で適正な処理を確保するため、事前に事業者と県が協議するものでございます。

その下(2)課題としまして、優良認定において、明確な認定メリットが感じられていないことから認定が進んでおりません。

また、県外産廃の搬入協議では、手続の煩わしさから原料としての廃棄物が集まらず、 瓦れきを再資源化している循環型環境産業の振興に支障が出ているという状況がございま す。

そこで、(1)現状の下の点線枠のとおり、これまでは、協議不要の裾切り規定として、

年間搬入量が10トン未満のものにつきましては協議不要としていましたが、矢印の先(3)改正の内容にあるように、優良な処理業者へ搬入する場合は、そのほとんどが再資源化されているコンクリート片等のがれき類の破砕処理に限って、千トン未満まで協議不要とする特例を設けたいと思います。

これにより、その下の改正のねらいにありますとおり、優良認定のメリット増加と県外搬入協議の一部緩和を図ることによりまして、優良な処理業者への廃棄物処理が進み、結果、適正処理につながるものと考えております。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 別にご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 別にないようですので、ここで私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

[生活環境部長挨拶]

[退職予定者挨拶]

古手川委員長 それでは、これをもちまして生活環境部関係の審査を終わります。 執行部はご苦労さまでした。

[生活環境部退室]

古手川委員長 ここで休憩します。

再開は、午後1時10分といたします。

12時12分休憩

13時12分再開

古手川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより病院局関係に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のありました、第19号議案地方公務員法の一部改正に伴う 関係条例の整備についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、第19号議案地方公務員法の一部改正 に伴う関係条例の整備についての合い議案件につきまして、ご説明いたします。

議案書は203ページからになりますが、このうち病院局が所管するものは218ページの第13条になります。

本日は、お手元にお配りしました福祉保健生活環境委員会資料によりご説明いたします。 資料の1ページ目をお開き願います。

まず、1の関係条例の整備を行う趣旨でありますが、人事評価制度の導入等により、能

力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、地方公務員法の一部改正が行われました ので、それに伴い関係する条例について、まとめて規定の整備を行うものであります。

このうち、病院局が所管するものが、2の大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、地方公務員法の一部改正により、人事評価を給与へ反映することが義務づけられたことに伴い、人事評価結果を勤勉手当に反映させるため、勤務成績の判定期間を人事評価の期間と合わせるものであります。

例えば、6月に支給する勤勉手当について、基準日は6月1日、支給日は6月30日につきましては、これまで12月2日から6月1日までの勤務成績の判定期間をもとに勤勉手当に反映させていました。これを、人事評価制度の導入に伴い、勤務成績の判定期間を人事評価の期間である10月1日から3月31日までと合わせるものであります。ただし、4月1日から6月1日までの期間に懲戒処分等があった場合については、それらを考慮した上で、勤勉手当に反映させることになります。

なお、施行期日につきましては、法の施行期日と同じ平成28年4月1日としております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 特にご質疑等もございませんので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、同じく総務企画委員会から合い議のありました、第20号議案大分県職員定数条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、第20号議案大分県職員定数条例の一部改正についての合い議案件につきまして、ご説明いたします。

議案書は220ページになりますが、引き続き先ほどごらんいただきました資料により ご説明いたします。

資料の2ページ目をお開きください。

大分県職員定数条例は、地方自治法の規定に基づき、一般職に属する常勤の職員の定数 について、上限などの必要な事項を定めるものでございます。

まず、1の改正の理由でありますが、育児休業中の職員を定数外とするものでございます。

育児休業中の職員につきましては、現行条例では定数内の取り扱いとなっておりますが、 育児休業を取得する女性職員が増加している中で、安心して育休を取得し、職場に復帰で きる環境を整えることは、優秀な人材を確保していくうえで大変重要なことから、育児休 業中の職員を定数外とする取り扱いへ改正するものでございます。 改正後の具体的な定数は、2の改正の内容の表にありますとおり、病院局におきましては現行680人であるところ、育休職員見合いで15人削減しまして665人となります。また、あわせて育児休業中の職員が職務に復帰した場合において、職員の員数が条例定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は1年を超えない期間に限り定数外とする取り扱いとするものでございます。

3の施行期日につきましては、本年4月1日を予定しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

井上委員 これは育休をとっているからその分を定数外とするというのは、これは特別な意味があるんですかね。安心して育休を取得して職場に復帰できる環境というか、こうしないと安心できないという部分があるのかですね。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 現行では、定数内の職員が育休をとると、正規の職員を採用することができないわけですね。ですから、その代替というのは臨時職員とか、そういう形で不安定な雇用の形態、職員の状況になります。育休を取ることによって、それが定数外であれば、正規の職員としてその定数外の部分を採用できることになりますので、例えば今15人定数を落とすようにしていますが、それはもう育休が常にあるということで15人を定数から外して、そこは確実にその部分の人数を確保できる。さらに、それ以上の育休者が発生した場合は、それも定数外になりますから、定数が余った形というか、余分に採用できるようになるということになりますので、例えば自分が休みをとろうとしたときに、私のかわりの人がいないとかいう心配をせずに、きちっと次の手当てができるようにという趣旨でございます。

井上委員 常にこのぐらいいるであろうという前提ということですね。常に15人ぐらいいるだろうと。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 育休の数については、年度により、また時期により差が出ております。全体的にずっとここ10年ぐらいを見た中で、今回15名という数字を当てさせていただきました。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については原案のとおり 可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

まず、第12号議案平成28年度大分県病院事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

田代病院局長 それでは、第12号議案平成28年度大分県病院事業会計予算の付託案件 につきまして、ご説明いたします。

さきの予算特別委員会での説明と重複しておりますので、ポイントを絞って説明させて

いただきます。

資料につきましては、予算特別委員会でお配りしました平成28年度病院局予算概要を お願いいたします。

それでは、資料の1ページ目をお開き願います。

まず初めに、参考として、平成28年度の一般会計予算のうち福祉保健部予算の中の病 院局関係につきまして、ご説明いたします。

表の左にあります事業名欄の県立病院対策事業費は12億448万2千円でございます。 これは、1番右の事業概要欄にありますとおり、県立病院が行います政策医療の不採算 部門の運営や企業債の償還金などについて、地方公営企業法に基づき一般会計から支出さ れる病院事業会計負担金や基金積立金でございます。

なお、平成28年度の病院事業会計負担金につきましては、平成27年度の当初予算額と比較して、ページ右下にありますように1億8,589万7千円の減額、前年比86.6%となっており、病院事業に対する負担金の総額抑制に努めております。

以上で、一般会計予算のうち病院局関係分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第12号議案平成28年度大分県病院事業会計予算につきまして、ご説明いたします。

議案書は66ページになりますが、本予算につきましても、引き続きこの予算概要で説明させていただきます。

1 枚めくって、2ページ目をお開き願います。平成28年度予算と平成27年度予算との比較でございます。

まず、上の表の収益的収支予算についてご説明いたします。

表の1番上、病院事業収益につきましては、148億4,200万円を計上しております。

一方、その下の病院事業費用でございますが146億900万円を計上しております。 これにより、平成28年度予算の単年度損益は2億3,300万円の黒字となり、前年 度予算額より1億円のプラス予算となります。

次に、下の表の資本的収支予算については、表の左から3列目、平成28年度当初予算欄にありますとおり、資本的収入9億3,700万円、資本的支出29億2,500万円を計上しております。

なお、3ページ以降に、病院事業会計予算の内訳について記載しておりますが、先般の 予算特別委員会でご説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

以上で、一般会計予算の病院局関係分及び病院事業会計予算の説明を終わらせていただ きます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 特にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第36号議案権利の放棄について、執行部の説明を求めます。

後藤医事・相談課長 それでは、第36号議案権利の放棄についての付託案件につきましてご説明いたします。

議案書は268ページからになりますが、先ほど合い議案件のご説明の際にごらんいただいた福祉保健生活環境委員会資料によりご説明いたします。

資料の3ページ目をお開きください。

この議案は、大分県立病院の医業未収金に係る債権のうち回収が不能となっているもの について、権利放棄の議決をお願いするものでございます。

医業未収金は、1の医業未収金の消滅時効に伴う不納欠損処分にありますように、平成17年11月の最高裁判決によりまして、平成18年度以降につきましては民法上の私債権となり、債務者からの時効の援用がなければ不納欠損処分ができない債権となったところでございます。

県立病院では、消滅時効の3年が経過した未収金であっても時効の援用がない未収金につきましては、継続して回収に努めておりますが、行方不明等で事実上回収不能な債権がありますことから、資料の2、債権放棄の院内基準にありますように、平成25年の8月に定めました事務処理要領の処理基準に基づきまして回収困難な債権の洗い出しを行い、昨年度は683万4,775円の権利放棄をお願いしたところでございます。

次に、3の今回放棄する権利でありますが、行方不明者と自己破産者を合わせまして68件、32名分、133万6,598円でございます。

4の債権管理方針に沿いまして、今後も未収金の発生防止と早期回収等に努めるととも に、事実上回収困難な未収金につきましては債権放棄を検討することとしております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いいたします。

玉田委員 268ページの議案でいくと、例えば最初のもの、それから左から3つ目とかですね、これはやっぱり受け付けのときにこういう名前で記載があるからこういうふうに残ってしまうんですか。

後藤医事・相談課長 受け付けの際に診療申込書に記載された名前でございます。

玉田委員 そのときに、名前の確認とかいうのはされていないんですか。

後藤医事・相談課長 恐らくこの方々は、外国でお生まれになって、大分県に今住んでいらっしゃる方々ということで、ご本人が申し出るお名前をうちのカルテのほうに記載をしているところでございます。当然、健康保険等に加入されている方もおりますので、その方々につきましては保険証等での確認を行っております。

玉田委員 じゃ、保険証を持たずに来ている方という解釈でいいんですか、こういう名前 の方は。

後藤医事・相談課長 外国人の名前の方であっても、きちんと保険に入っている方もおりますが、この方々が具体的に保険に入っている方なのか、そうでないのかは、ここでははっきり申し上げられないんですけれども、金額からしますと、高額の方につきましては無

保険である可能性が高いと思われます。

玉田委員 例えば、左から3番目の方の場合は、放棄額が3,610円になっていますけど、これは一部負担金の分を放棄しているのか、それとも10割分の放棄なのか。この金額でいくと、やっぱり3割分なんでしょうね。

後藤医事・相談課長 この方は、外来の診療費で3, 610円ということでありまして、一部負担金であります。

玉田委員 保険負担分は病院会計に入ってきているということですよね。ということは、 健康保険証の提示があって、それも過誤扱いされずにちゃんと国保連合会を通ってきてい るから、残りのこの一部負担金分だけでいいということなんですね。

後藤医事・相談課長 団体分につきましては、きちんと請求をし、県病の収益となっております。一部負担金が今回未収となっているというところでございます。

玉田委員 はい、わかりました。

井上委員 参考として書かれてある26年度が、件数とか人数が多いんですけど、この中にも内訳があるんですね、行方不明なのか、自己破産かとかですね。すると、前年が多かったというのは、何か特別大きな人がいたのですかね。

後藤医事・相談課長 26年度の金額の内訳について、まず申し上げます。

行方不明者が139人、608万9, 295円、自己破産者が4人で74万5, 480 円でございます。

金額が多い理由は、大分県立病院では昨年度初めて権利放棄をしたものでございまして、 平成18年度以降、まずは回収に努めるということで取り組んでまいりましたが、それで もやはり、どうしても回収できないものについては権利放棄をせざるを得ないということ で、昨年度からこの取り扱いをしているものでございます。

井上委員 そしたら、今回が金額にして5分の1ぐらいですかね。この1年、やっぱり毎年このぐらいは出てくるだろうというようなことになるんでしょうか。

後藤医事・相談課長 この資料の2の院内基準の(1)に、5年以上経過した未収金ということです。毎年度その未収金について洗い出しをしていきますので、未収金が今ある状態ですので、来年度以降もこういった形で権利の放棄をせざるを得ないと、議会での議決をお願いすることになるものと考えております。

河野副委員長 これは時効の援用をされることが要件となったわけですけれども、通常、債権の保全という形でいえば、時効の中断事由に当たるような催告等もするのが通常の管理なんですが、少額ということで管理の難しさがあるんだろうと思うんですけれども、一定基準で、例えばここの1番最初の人は55万円ですよね。こういった高い方の債権管理について言うと、この3つの基準にですね、催告等、債権を消滅させないようにするための基準が1項目あっていいんじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがなんですか。やはり通常、ある程度の金額については債権管理会社に委託したりとか、いろんなことをやる場合があるんですけれども、この辺のお考えというのはありますでしょうか。

後藤医事・相談課長 消滅時効を防ぐための取り組みということでございます。

定期的に催告書を発送しておりまして、幾らかでも、少額でも返済をというお願いをしております。ただ、相手方が行方不明となったときには、催告書の発送ができないという 状況になってしまいますので、時効中断についてもなかなか難しいと考えております。 河野副委員長 要するに、少額のものについて言うと、債権回収に経費をかけるよりも消滅させたほうがはるかにいいという経営判断はあり得ると私は思っているんですけどね。ただ、金額の大きいものについては、要するに債権管理という公的機関としての役割、県民意識というものに照らしたときに、一定の債権管理の手順を踏んでいく必要があるかなと。そういう意味で、この3つの基準だけじゃなくて、そういった何らかの金額に相応した基準が必要じゃないかなと思います。それはぜひ検討してください。お願いします。

古手川委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

井上委員 1ついいですか。この一覧表の人ですけど、23年度ということは23年4月からですよね。まだ5年たっていないんじゃないかなという気がするんですけど。

後藤医事・相談課長 この方は、資料3ページの表にも記載しておりますが、自己破産を された方でございます。昨年裁判所から破産決定の通知がございましたので。

井上委員 金額が一緒ですね。はい、わかりました。

古手川委員長 ほかにご質疑もありませんので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

疋田総務経営課長 それでは診療支援センターの新設についての諸般の報告につきまして、 ご説明いたします。

引き続き先ほどごらんいただきました資料によりご説明いたします。

資料の4ページをお開き願います。

県立病院は、平成21年に地域医療支援病院として大分県知事から指定されるなど、県 民医療の基幹病院として、地域の医療機関では対応困難な高度・専門医療の提供等、地域 完結型医療の中心的役割を担っております。

また、県では、地域の限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療を実現するため、地域の医療機能の適切な分化と連携、病病連携や病診連携を進めているところでございます。

そのため県立病院では、医事・相談課内に地域医療連携班を設置し、地域の医療機関との連携を積極的に進めているところでありますが、今後、高齢者の増加等により、医療機関だけでなく介護施設など幅広く連携体制を強化することが喫緊の課題となっております。加えて、患者の受け入れや転院等が円滑に進むよう、地域医師を初めとする医療従事者による相談体制の充実にも取り組む必要があります。

このようなことから、平成28年度から、従来の患者相談支援班と地域医療連携班の活動に診療現場の医師、看護師が参画する診療支援センターを新設します。これにより、医療面の専門性を踏まえた対応を行い、医療機関及び介護施設との連携強化や医療従事者による相談体制の充実など、診療支援体制の整備を進めることとしております。診療支援センターを組織として正式に位置づけることにより、地域の医療機関などに連携を強化することなどについてPRすることにもつながると考えております。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

河野副委員長 メディカルソーシャルワーカーの正規職員化という話が前からあっていたんですが、現状どうなっているのか教えていただいていいですか。

後藤医事・相談課長 医事・相談課に2名正規職員を配置しております。そのうち1名が 患者相談支援班、もう1名が地域医療連携班でございます。

河野副委員長 それぞれ1名ずつ。そのほかの嘱託さんというのはいらっしゃるんですか。 後藤医事・相談課長 患者相談支援班に非常勤嘱託のMSWが1名、地域医療連携班には 2名の非常勤嘱託のスタッフが配置されております。

河野副委員長 はい、わかりました。

古手川委員長 よろしいですか。ほかございますか。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かございましたら。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 別にないようですので、ここで私から一言お礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔病院局長挨拶〕

古手川委員長 それでは、これをもちまして病院局関係を終わります。

執行部はご苦労さまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

古手川委員長 これより福祉保健部関係に入ります。

初めに、合い議案件の審査を行います。

まず、総務企画委員会から合い議のありました、第16号議案大分県の事務処理の特例 に関する条例の一部改正についてのうち福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求 めます。

中西薬務室長 お手元の福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開きください。

第16号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

なお、資料左上にも記載していますが、議案書は199ページでございます。

1条例の概要でございますが、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務の 一部を、条例により市町村が処理することに関し、必要な事項を定めるものです。

次に、2改正の理由でございますが、第5次地方分権一括法による麻薬及び向精神薬取締法の一部改正により、医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡許可権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されます。これにより、最寄りの県保健所での申請が可能となりますが、大分市保健所においても同様に書類の受理ができるよう改正を行うものです。

次に、3の改正の内容でございます。

今回の改正により、書類の提出・交付の流れが右の図のようになるよう大分市に移譲し

ている書類の受け付け、交付事務に新たな規定を追加するものです。

施行期日は、本年4月1日としております。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 別にご質疑等もございませんので、これより先ほど審査いたしました生活 環境部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画員会に回答することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務 企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、同じく総務企画委員会から合い議のありました、第22号議案大分県使用料及び 手数料条例の改正についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

飯田福祉保健企画課長 委員会資料の2ページをごらんください。

第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について説明申し上げます。

今回、改正する手数料は、調理師免許事務の試験手数料及び介護保険法関係事務の介護 支援専門員実務研修受講試験手数料でございます。

1の改正の理由ですが、両試験事務について、本県ではこれまで県が直営で行ってきましたが、行財政改革アクションプランの中で、アウトソーシングによる民間活力の活用が掲げられたことから、平成28年度より指定試験機関等で実施することとしたため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容ですが、両試験事務を指定試験機関等に行わせることに伴い、その事務 に関する手数料を指定試験機関等に納めさせ、その収入とするため、大分県使用料及び手 数料条例の別表第4に以下の内容を加えるものでございます。

なお、調理師免許事務の試験については、公益社団法人調理技術技能センターで、介護 支援専門員実務研修受講試験については、社会福祉法人大分県社会福祉協議会で実施する こととしております。

3の施行期日は、本年4月1日でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

河野副委員長 介護支援専門員実務研修受講試験手数料とあるんですけど、この試験の内容というのは、受講した最後にその研修を受講した成果を確かめるための試験という意味でしょうか。

前田高齢者福祉課長 これは、介護支援専門員の資格を得るための試験でございます。呼び方は研修手数料にはなっておりますけれども、この試験を受けて合格すれば、介護支援専門員の資格を得る。そして、研修を受けて介護支援専門員に登録するということです。

河野副委員長 要するに研修を受講することが前提で、その研修で受けた内容がしっかり 身についたかを試験で最後確認して資格を付与するという意味でしょうかという質問なん ですけど。

前田高齢者福祉課長 研修であったり、実務経験であったり、そういったものをしっかり この試験で確認するというものです。

古手川委員長 よろしいですか。(「はい」と言う者あり)そのほかよろしいでしょうか。 [「なし」と言う者あり]

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画員会に回答することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務 企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、文教警察委員会から合い議のありました、第44号議案学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

髙橋障害福祉課長 委員会資料の3ページをお開きください。

第44号議案学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例について、福祉保健部関係部分を説明申し上げます。

まず、1の改正の理由ですが、この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行及び関係省令等の改正に伴い、関係条例の規定を整備するものです。

2 改正する条例は、障がい児が利用する指定通所支援の基準条例です。

続いて、3の改正の主な内容についてご説明いたします。

学校教育法の改正により、いわゆる小中一貫教育を行う義務教育学校が新たに設けられ、 その中で、小学校6年間に相当する前期課程、中学校3年間に相当する後期課程が設けられますことから、関係する条文に所要の改正を行うものです。

最後に、4の施行日についてですが、本年4月1日としています。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質疑等もありませんので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員 会に回答することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと文教 警察委員会に回答することに決定いたしました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

それではまず、第1号議案平成28年度大分県一般会計予算のうち、福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求めます。

草野福祉保健部長 ご審議いただきます予算議案は、第1号議案と第3号議案の合計2議案でございます。

それでは、第1号議案平成28年度大分県一般会計予算のうち、福祉保健部関係について、その概要をまず私からご説明申し上げます。

お手元の福祉保健部予算概要の5ページをお開きください。

まず、(1)一般会計ですが、当部に関係する予算総額は、福祉保健部①の計の部分で 939億9,604万円でございます。

これを27年度7月現計予算額(B)と比較しますと15億5, 295万7千円、率にして1. 7%の増となっております。

次の6ページをお開きください。

(2) の特別会計ですが、第3号議案では、当部が所管しております母子父子寡婦福祉 資金特別会計につきまして1億5, 456万6千円を計上しているところです。

今回の予算に係る重点事業等につきましては、11日の予算特別委員会で説明いたしま したので、それ以外の主な事業と、また債務負担行為を1件お願いしていますので、その 内容について、それぞれの担当課室長より説明させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

大戸地域福祉推進室長 16ページをお開きください。

事業名欄1番上の福祉・介護人材確保対策事業費4,419万7千円でございます。

この事業は、高齢化の進展等により増大する福祉・介護ニーズに対応していくため、福祉・介護職場への多様な人材の参入を促進するとともに、職員の資質向上、職場定着を推進するものです。

主なものとして、1つ目の二重丸の2つ目のポツでは、介護職員初任者研修の受講費用の助成を行うとともに、2つ目の二重丸の3つ目のポツでは、シーツ交換等の介護周辺業務を担当する介護補助職を導入する事業所に対して助成します。

また、3つ目の二重丸では、介護福祉士等の養成施設の学生に対する修学資金の貸し付け費用等を実施機関に助成します。

高窪医療政策課長 36ページをお開きください。

1番上の地域医療従事者確保・養成事業費2,390万7千円でございます。

この事業は、質の高い医療人材を確保するため、医療機関の勤務環境の改善や女性医療 従事者のキャリアアップ対策等を行うものです。

主なものとして、4つ目の二重丸では、国東市、杵築市及び豊後大野市が大分大学医学部附属病院と協力して行う地域医療提供体制の充実・強化の取り組みに対して補助するとともに、5つ目の二重丸では、医療機関による勤務環境改善計画の策定、実施、評価等を総合的にサポートするセンターの運営を行います。

次に、同じページ1番下の災害拠点病院等耐震化緊急整備事業費1億7,924万7千円でございます。

この事業は、地震発生時の医療を確保するため、医療施設耐震化促進基金を活用し、未耐震化の災害拠点病院等が行う耐震化工事に対して補助するものであり、28年度は、災害拠点病院である佐伯市の南海医療センターの耐震化工事に対して補助するものでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

1番上の医療提供体制施設整備事業費4億2,417万9千円でございます。

この事業は、患者の療養環境の改善、医療従事者の職場環境の改善等を図るため、医療施設が行う施設整備等に対して補助するものでございます。

主なものとして、3つ目の二重丸では、竹田医師会病院が行う看護職員宿舎整備に補助するとともに、5つ目の二重丸では、在宅医療への移行体制の整備のため、医療機関が行うリハビリテーションの設備整備に対する補助を行います。

次に、44ページをお願いいたします。

1番上の公立大学法人運営費交付金5億8,759万8千円でございます。

この事業は、大分県立看護科学大学の運営に要する経費として、人件費及び運営費の年間所要額から授業料等の自己収入を控除した額を運営費交付金として交付するものです。

藤内健康対策課長 55ページをお開きください。

1番上のエボラ出血熱等感染症対策推進事業費1,022万3千円でございます。

この事業は、エボラ出血熱等の県内発生時における適切な医療提供体制を構築するため、 第1種感染症指定医療機関である県立病院への患者移送体制を整備するとともに、感染防 護訓練を行うものです。

主なものとしては、患者移送車の更新と感染症対策強化のための指導者の養成を行います。

次に、60ページをお開きください。

上から2番目の周産期医療体制推進事業費1億834万2千円でございます。

この事業は、ハイリスク出産や低出生体重児など、高度な周産期医療の需要に対応する ため、周産期母子医療センターの運営費等に対して助成するとともに、周産期医療の課題 を分析するため、周産期死亡症例検討会等を開催するものです。

来年度は、新たに3つ目の二重丸として、周産期母子医療センターへの人工呼吸器などの医療機器整備に対して補助をいたします。

前田高齢者福祉課長 70ページをお開きください。

1番上のいきいき高齢者地域活動推進事業費1,129万8千円です。

この事業は、元気な高齢者が地域を支える担い手となるため、人材育成と相互支援の仕組みづくりを推進するものです。

主なものとして、1つ目の二重丸では、元気な高齢者による生活支援サービスや介護補助等の新たな事業の立ち上げ等を支援するとともに、2つ目の二重丸では、元気な高齢者が高齢者を支える地域活動の担い手となるための必要な知識や技術を学ぶ講座を開催します。

次に、73ページをお開きください。

1番下の老人福祉施設整備事業費1億925万円です。

この事業は、社会福祉法人が整備する老人福祉施設等の施設整備の経費を助成するもので、28年度は別府市の軽費老人ホーム1カ所の改築を予定しております。

次に、74ページをお開きください。

1番上の介護サービス基盤整備事業費12億3,481万4千円です。

この事業は、地域の介護サービス等の充実を図るため、小規模な介護施設等の整備を地

域医療介護総合確保基金を活用して行うものです。

主なものとして、二重丸の1つ目のポツでは、認知症高齢者グループホームなどの創設や増設に対して、市町村が工事費等の経費を助成する場合に定額を補助するとともに、2つ目のポツでは、特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、介護職員、看護職員の確保等、施設の開設準備に要する経費を補助するものです。

飯田こども子育て支援課長 85ページをお開きください。

1番上の地域の子育てコミュニティづくり推進事業費808万9千円でございます。

この事業は、社会全体で子育てを応援する機運を高めるとともに、子育て家庭の経済的 負担の軽減を図るため、九州・山口各県の連携による子育て支援パスポートの広域展開等 を行うものでございます。

なお、子育て支援パスポートとは、子育てを応援する店舗等を登録し、料金割引や特典 等のサービスを提供することで子育ての経済的負担感の軽減等を図るものです。

次に、88ページをお開きください。

1番下の児童虐待防止対策事業費1,455万8千円でございます。

この事業は、社会的な支援を必要とする子供や家庭を早期に発見し、虐待の未然防止を図るために実施するものです。

主なものといたしましては、1つ目の二重丸では、学校職員や警察職員を対象に児童相談所で研修を行い連携強化を図るとともに、4つ目の二重丸では、家族関係の再構築を支援するため、親子の交流や宿泊体験等を実施します。

次に、91ページをお開きください。

下から2番目の子育て支援対策充実事業費6億208万6千円でございます。

この事業は、子育て環境の充実を図るため、認定こども園の整備を行う市町村に対し補助するとともに、国の交付金を活用し、市町村が実施する子育て支援事業に対し助成するものです。

次に、同じページの1番下、放課後児童クラブ施設整備事業費3,399万6千円でございます。

この事業は、放課後の子供たちに安全で健やかな生活の場を提供するため、放課後児童 クラブの整備を行う市町村に対し補助するものです。

28年度は、13クラブの整備を予定しております。

髙橋障害福祉課長 107ページをお開きください。

1番下の障がい者福祉施設整備事業費5,259万3千円でございます。

この事業は、障がい者福祉施設の整備を行う社会福祉法人等に対して補助するものです。

28年度は、豊後大野市のグループホーム1カ所、日出町の児童発達支援センター1カ所の整備を予定しております。

次に、123ページをお開きください。

障がい者就労環境づくり推進事業費1,127万9千円でございます。

この事業は、県内民間企業等での障がい者雇用を促進するため、障害者就業・生活支援センターに障がい者雇用アドバイザーを3名配置するものです。

具体的には、障がい者雇用アドバイザーが、社会福祉法人、医療法人、製造業等の県内 民間企業を幅広く訪問し、障がい者を受け入れるための職務設計や職場環境の見直しなど について助言を行うものです。

飯田こども子育て支援課長 債務負担行為について、説明申し上げます。

議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

事項欄の5、おおいた子育でほっとクーポン活用事業について債務負担行為を設定する ものであり、期間欄にありますとおり、28年度から30年度にかけて、右側の限度額欄 のとおり4,859万円を限度額とするものです。

今回の債務負担行為ですが、クーポンの有効期限を3年間としておりますことから、その期間内にクーポンが全て使用された場合の額を計上しています。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いいたします。

井上委員 予特のときにも取り上げたんですが、85ページの認定こども園運営費で、これはこちらの部でいいのかちょっとわからないんですが、新制度になってこども園に移行したときの施設の職員は、保育士の資格と幼稚園教諭免許の2つの資格を持ってなきゃいけない。保育園からこども園になったとき、保育士さんは最初は幼稚園の教員免許を持っているんですけど、今までずっと保育園だったから10年ごとの更新をしていない人が結構いて、資格が失効された状態になっているという人が多いから、国は特例措置として5年以内に更新受講すれば、27年4月1日現在に幼稚園免許の資格が失効していても保育教諭として勤務できるという特例ができたみたいです。

この講座を受けようとするときに、以前は大分大学で講座を開設していたらしいんですが、それが何か最近なくなったと聞いてですね。そして、通信教育とかはあるんですけど、勤務しながらはなかなか難しいので、特例期間中に全ての保育士が幼稚園教諭の免許を失効していたのをまた取り戻すというのがなかなか難しいという現状があるみたいなんですけど、県内には、例えば溝部学園とか保育士さんを養成する学校があるから、そこでこの講座をしてもらうといいんですけど、講座をしても何人来るかわからないですね。そうすると、そういうところは、わざわざそれをしたって、ペイしないというとおかしいですけど、負担が大きいという現状があるらしいんですけど、これに対して何か対策というものは考えられているのか。これは幼稚園の教諭免許なので、こちらなのかよくわからないんですけど。

飯田こども子育て支援課長 今まさに委員おっしゃるとおり、幼稚園教諭の免許更新については、保育連合会さんなんかもまさに心配しておりまして、確かに5年間という経過期間はあるんですけれども、幼稚園免許の更新を受ける際に、例えば大分大学が、たしか受講定員か何かが40名という枠があるみたいで、すぐ満杯になるということで、なかなか受講ができないという保育士さんが非常に多いという話も連合会さんを通じてお聞きをしております。

それで、大分大学以外といいますか、養成校については、今、大分県内には3大学ございますので、そういった養成機関、大学とも一度協議をしたいと考えております。来週の週明けに、別府大学短期大学部をお訪ねして、どういった形で受講ができるのか、相談をまず初めに、そういった大学に訪問して協議を始めたいと考えております。

井上委員 保育園からこども園になった施設の人たちが、非常に困っているみたいなので、 どういう形か相談していただいて、受講者数が少ないのに講座を開設するのが大変なら、 補助金を出すのがいいのかわからないんですけど、ぜひ対応をお願いしておきます。

古手川委員長 この件につきましては、きょうで今期の委員会は終わりますけれども、きょうの案件という形で検討していただいた結果と、それとこれからの方向が出ましたら、私に報告をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

ほかございますか。

三浦委員 まず1点、保育士確保の予算の関係なんですけれども、全国的に大きな待機児 童問題というのがあると思います。新しく当初予算として上がっていますけれども、この 額として大体、担当課長として保育士がどれぐらい確保できそうなのか、まず1点目、聞 きたいと思います。

2点目が健康寿命の関係です。知事が健康寿命日本一への挑戦を掲げて、結果が早速出たと思います。その主な要因をどう捉えているのかをお尋ねしたいと思います。

最後が、看護科学大学の関係ですけれども、県内の看護師の就職率が数年でだいぶ上がってきていると思いますが、今年度、4月から就職される方、県内の就職状況、率というか、数字を教えてください。

飯田こども子育て支援課長 保育士確保対策の関係につきましては、来年度の予算の中で、 離職防止対策でありますとか、あと、いわゆる保育士業務の要件緩和に関しましての研修 事業、また、保育士の修学資金の貸し付け等、そういった事業について保育士確保対策事 業の中で今盛り込んでいますけれども、それぞれの事業を行う上で、要因別にこの事業を やったときに保育士が何人ふえるかというところの分析といいますか、そこまでなかなか 今できていない状況ですけれども、昨年の4月、子ども・子育て支援の事業計画をつくる 中で、それぞれ年度ごとに必要な保育士の見込みを立てておりますので、やはりまずは計 画に盛り込んでいる必要な保育士数はこの事業を通じて何とか確保していきたいと考えて おります。

藤内健康対策課長 健康寿命の伸びの要因について説明させていただきたいと思います。 健康寿命は、健康上の理由で日常生活に制限のない期間ということですが、平成22年の数字が、男性が39位、女性が34位と男女とも全国下位だったものが、平成25年は男性が1.71歳、女性が1.82歳と、男女とも大きく伸びたことで、男性が16位、女性が10位に飛躍いたしました。

その背景や要因についてですが、平成23年度から大分県では地域包括ケアシステムの構築に向け、地域ケア会議の充実であったりという介護予防、自立支援型のケアプランであったりとか、そうしたものに取り組んできました。

ご案内のように、第5期から第6期の介護保険事業計画で、保険料の伸びが全国最も大分県は小さくなりました。こうした介護予防の部分が非常に成果が出たということが、この健康寿命においても伸びが大きく出たと評価しております。残念ながら、働き盛りの部分がまだまだこれからだと思っておりますので、健康寿命日本一に向けては、その働き盛りの健康をどう若いときから働きかけていくのかということをしっかりやっていきたいと考えています。

高窪医療政策課長 看護職員の県内就職率、看護科学大学に限って申し上げますと、ことし3月卒業予定の方で50.9%。昨年が40%だったので、昨年よりは改善したという 状況です。 ちなみに、看護職全般で申し上げますと、県内に養成所は大学を含めて20校ありまして、これは昨年度の実績しか出ておりませんけれども、全体が953名なんですけど、そのうち就職された方が、進学者を除いて764名、そのうち県内就職は491名で、64.3%が県内就職です。

三浦委員 まず、保育士確保の関係なんですけれども、きのう夕方のあるテレビを見ていましたら、大分市の待機児童の数が4月の段階で484名ということで、全国の自治体でワースト4位と。10月には577名まで待機児童がふえていると。さらに、今、大分市では2年後の2017年度に定員数を千人までふやす計画を立てているという報道があったんですけれども、その辺を踏まえて保育士確保策をどのように考えられているのかというのをもう1度聞きたいなと思います。

健康寿命の関係は、予算特別委員会質疑の答弁でも、来年度、知事を推進本部長にして計画を盛り込んでいくということだったと思いますけれども、私、以前から福祉保健部だけでなく、やっぱり商工労働部というか、企業側のインセンティブというか、付加価値がどうしても必要じゃないかなと考えているんですが、新年度そういった他部局のインセンティブというか、そういうのがあるのかどうなのか踏まえて、再度聞きたいなと。

飯田こども子育て支援課長 保育士確保の関係でございますけれども、大分市も今、待機 児童が非常にふえているということで、大分市も対策といたしまして施設整備を通じて定 員をふやす、また、認可外保育施設から認可保育所という新規の認可を通じて定員をふや したりといったことも、市としても努力をされていると聞いております。

ただ、なかなか施設整備をするといったときに、やはり資金の問題もあったりとか、あと、認可外から認可をするといったところも、やはり人員設備基準をきっちり守られているのかどうかとか、そういったところも当然チェック、確認をしていくということになりますので、そのあたりでも少し苦労されていると聞いております。大分市以外でも、やはりほかの市町村でも待機児童が出ておりますので、当然、大分市以外の市町村につきましても、県でも、例えば認定こども園の整備について、それから、保育所に対する整備そのものは、今、国から直接市町村に交付金が入っておりますけれども、そういった国の施設整備に関する制度も十分活用しながら、可能な限りといいますか、定数増については引き続き努力していきたいと考えております。

藤内健康対策課長 先ほど推進本部のことを言及いただきました。今週月曜日、3月14 日に第1回の健康寿命日本一推進本部会議を開催したところです。

ここでは、商工労働部を初め各部局が健康寿命の延伸にかかわる事業をこれからどうそれぞれ企画するか、そして、それぞれがそのことを検討するだけでなく、まさに部局間連携でこうした事業が効果的に展開できるようなテーブルを持ちたいと考えております。

特に、商工労働部につきましては、健康経営、それぞれの企業、事業所において、社員の健康づくりに取り組むことで、結果的に生産性が上がり、その企業の利益が上がる、業績が上がる、こうした取り組みを商工労働部とも一緒に進めていきたいと考えております。三浦委員 保育士の確保や待機児童の解消というのは、やっぱり都市部の問題だけではないと思っております。子育て満足度日本一の実現を掲げていますので、もう早急に、なおかつ抜本的なというか、対策、対応が必要なのかなと。ぜひまた力を入れていってほしいなと要望だけさせていただきます。

古手川委員長 その緩やかな要望でよろしいでしょうか。喫緊の課題という形の中でもう 1つ言ってもいいのかなと思うんですが、よろしいですか。

玉田委員 関連で。今の保育士の関係、87ページの保育士確保対策事業費で、保育士離職防止対策事業が組まれていますよね、70万円ちょっと。今、各市も保育士さんの養成というか、例えば保育士さんになる人に対しては少し資金を援助しますよとか、そういう制度が出てきていますけど、やっぱり給料が低くてやめていくという人が多いという中で、これは介護の現場もそうですけど、ここでは内容について、例えば保育士さんの給与を上げるとか、そういう労働条件の改善という分についても、話あるいはアプローチというのはするわけですか、事業者側に対して。

飯田こども子育て支援課長 87ページの保育士確保対策事業費の中の離職防止対策事業についてでございますけれども、ここでは、資料の中にも書いてございますけれども、まず、おおむね就職して3年以内の新任の保育士さんに対するセミナーということで考えています。具体的には、保護者対応であったりとか、そういったストレスになり得る要素を少しでも軽減するために、新任保育士さんに対するセミナーを行いますけれども、それに加えまして、管理者向け研修ということで、ここは今、労務管理でありますとか、職場環境の改善といったことを今書いてございますけれども、確かに、賃金については非常に重要な要素であるということはもう重々理解しておるんですけれども、じゃ、給料を上げろということを行政の立場でなかなか保育所に指示を出すということも、一方で難しい問題があります。

ただ、やはり離職防止を行う上での給与面というところは非常に大きなウエートを占めておりますので、こういった管理者向け研修については少し、そういった視点といいますか、ちょっと工夫を加えてみたいなと思っております。

玉田委員 ぜひほかの職種の方と比べて、保育士さんはこれぐらいやっぱり低いとか、そういう具体的な事例も含めて、何らかの形で、これは直接的にやるのがいいかどうか、ちょっと難しいところがあると思いますけど、なおかつそういう環境整備というのをやっぱりつくる必要もあるんじゃないかなと思うので、そういう視点での研修等をされることを期待していますので、どうぞよろしくお願いします。

古手川委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

三浦委員 今、玉田委員の話を聞きながら少し思ったんですが、保育士の関係で、1度離職された方の再就職を促すような事業の予算だと思うんですけれども、そういったやめられた方とかの情報というのがどう一元化というか、何か行政として何かアプローチができたほうがいいのかなと思ったりするんですけれども、どういう方法でやろうとされているのか教えてください。

飯田こども子育て支援課長 保育士さんの再就職についての支援というのは、保育士・保育所支援センターというものを今、保育連合会に委託をして、一旦やめた方が再就職する場合の保育所とのマッチングとかを行っていますので、まずそこで登録をされた方については把握はできるんですけれども、今、大分県内で保育士の資格を持っている方が大体1万3千人ぐらいいらっしゃる。実際に今、県内の保育所で勤務されている保育士さんというのが大体4,100人ぐらいです。単純に差し引きますと9千人ぐらいが資格を持っているんだけれども、ほかの業種にも就職しているというのも含めてですが、正直、こうい

った9千人に上る、資格を持っている方が今どういうところに勤めているのかといったところを一元的に今管理ができているということは恐らくないということですが、保育所の支援センターのほうで登録された方については、就職につながるように支援をしているということでございます。

また、来年度、貸し付け事業を行いたいと考えておりますので、この潜在保育士さんに対してどう貸し付けの事業を伝えていくかといったところについては、保育連合会さんであったりとか、保育士・保育所支援センターでありますとか、市町村の広報媒体とか、あらゆるものを使いながら、特に貸し付け事業については周知を図っていきたいと考えております。

三浦委員 よろしくお願いします。

古手川委員長 よろしいですか。ほかはございませんか。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 ほかにないようでございますので、これより先ほど審査しました生活環境 部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第3号議案平成28年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について、執 行部の説明を求めます。

飯田こども子育て支援課長 それでは、第3号議案平成28年度大分県母子父子寡婦福祉 資金特別会計予算について、説明申し上げます。

お手元の平成28年度福祉保健部予算概要の99ページをお開きください。

この事業は、母子・父子家庭等に対し、生活の安定と自立促進を図るため、修学資金など計12種類の資金を無利子又は低利子で貸し付けるもので、歳入、歳出ともにそれぞれ1億5,456万6千円を計上しております。

まず、歳入につきましては、左端の項・目欄の2繰越金の1繰越金8,007万4千円と、その下の3諸収入のうち、貸し付け世帯からの償還金であります1貸付金元利収入6,678万5千円が主なものでございます。

次の100ページをお開きください。

次に、歳出についてですが、母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち、右側の事業概要欄に ありますように、ひとり親家庭等に対し、必要な貸し付けを行うための貸付金1億4,6 88万4千円が主なものでございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、基金条例関係3件について、審査を行います。

まず、第25号議案大分県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について、執 行部の説明を求めます。

清末国保医療室長 福祉保健生活環境委員会資料の4ページをごらんください。

第25号議案大分県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について、説明申し上げます。

まず、1条例の概要ですが、この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、 国、県及び後期高齢者医療広域連合の拠出により造成した後期高齢者医療財政安定化基金 の設置及び管理に関し、必要な事項を定めたものです。

次に、2改正の理由でございます。

基金の拠出率については、2年ごとに国が示す標準拠出率を標準として、条例で定める こととされております。

(1)のとおり、今回国が示しました平成28、29年度の2年間における標準拠出率は千分の0.41でございましたが、県で定める拠出率については(2)のとおり、1つには平成20年の基金の設置以来、貸し付け又は交付の実績がないこと、2つ目は平成28、29年度の2年間に、基金の貸し付け又は交付の見込みがないこと、3つ目は平成27年度末現在の基金残高が26.9億円と、当面の財源不足に対応できる水準であることから、平成28、29年度の2年間については、標準拠出率を採用せず、新たな積み立てを停止することとしたものです。

次に、3の改正の内容ですが、現行の拠出率千分の0. 44をゼロに改めるものでございます。

4施行期日は、本年4月1日からです。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第27号議案大分県安心こども基金条例の一部改正について及び第31号議案、 大分県自殺防止対策強化基金条例の一部改正について、続けて執行部の説明を求めます。 飯田福祉保健企画課長 委員会資料の5ページをお開きください。

第27号議案及び31号議案について、一括して説明申し上げます。

1条例の概要ですが、第27号議案は大分県安心こども基金について、第31号議案は 大分県自殺予防対策強化基金について、それぞれの設置及び管理に関し、必要な事項を定 めたものでございます。

2の改正の理由ですが、いずれも国が基金事業の終期を1年間延長することから、所要

の改正を行うものです。

具体的には、3改正の内容のとおり、条例の終期を第27号議案は平成30年6月30 日まで、第31号議案は平成29年12月31日まで延長するものです。

4の施行期日は、いずれも公布の日からとしています。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

まず、第27号議案大分県安心こども基金条例の一部改正について、本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第31号議案大分県自殺防止対策強化基金条例の一部改正について、本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第26号議案指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

前田高齢者福祉課長 委員会資料の6ページをごらんください。

第26号議案指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例等の一部改正について説明申し上げます。

まず、1改正の理由ですが、中央図にあるように、現在、県が指定、監督を行っている 通所介護のうち、定員18人以下の小規模な通所介護は、介護保険法の改正により、図の 右側の市町村が指定、監督する地域密着型通所介護へと移行し、基準省令に新たなサービ スとして規定されたことから、関係条例の規定を整備するものです。

今回の改正は、主に小規模な通所介護事業所を市町村が指定、監督することにより、他の地域資源との連携の強化や地域の実情に応じた効果的なサービス提供の促進を図るためのものです。

なお、県内には507の通所介護事業所があり、そのうち大分市が指定、監督している 180事業所を除いた327事業所の中から、98事業所が地域密着型通所介護へ移行す る見込みであり、180事業所については、従前どおり大分市が指定、監督を行います。

改正する条例は、表に記載している5つの条例です。

続いて、3改正の主な内容は、サービスや施設の基準等を定めた規則に地域密着型通所 介護を加えるなどの整備を行うものです。

最後に、施行日についてですけれども、公布日施行のものを除き、本年4月1日として おります。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第28号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

飯田こども子育て支援課長 委員会資料の7ページをお開き願います。

第28号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について説明申し上げます。

まず、1の改正理由ですが、厚生労働省の保育士等確保対策検討会において、保育の担い手確保に向けた緊急的な対応方針が取りまとめられ、保育所及び認定こども園における保育士の配置要件に関する規制緩和が実施されることになったことに伴い、国の基準省令等の改正が行われることから、以下の保育所及び認定こども園の基準等を定める3つの条例について所要の改正を行うものです。

次に、2の主な改正内容でございます。

(1) 基準省令等の一部改正に伴う規定の改正ですが、①の児童が少数である場合における保育士配置の要件弾力化につきましては、保育士の最低2人配置要件について、朝夕などの児童が少数である時間帯において、保育士1名にかえ、保育士資格を有しない一定の者も活用可能とするものでございます。

②の幼稚園教諭、小学校教諭等の活用については、保育士と近接する職種である幼稚園 教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者を、一定の範囲内で保育 士にかえて活用可能とするものでございます。

③の研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化については、1 1時間開所、8時間保育としていることなどにより、基準省令上必要となる保育士数を上 回って必要となる保育士数について、保育士資格を有しない一定の者も活用可能とするも のです。

さらに④として、②と③を適用するときは、必要となる保育士数の3分の2以上の保育士を置くこととなっております。つまり、保育士資格を有しない一定の者を活用する場合は、必要となる保育士数の3分の1を超えてはならないということになります。

次に、(2) その他法令の一部改正等に伴う改正としましては、建築基準法施行令の一部改正等による規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、本年4月1日としておりますが、ただし、建築基準法施行令の一部改正によるものについては、本年6月1日となっております。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

玉田委員 この弾力化というのは暫定的なものと考えていいんですか。それとも、これからも継続して固定化していくという見通しなんでしょうか。

飯田こども子育て支援課長 この規制緩和につきましては当分の間ということで、私ども

の計画上、いわゆる保育人数のピークというのは平成29年度ということで考えておりますけれども、ただ、国はそういった29年度とか具体的な年度というところまでは言っておりません。今、需給といいますか、ニーズと供給のところが非常に逼迫している。それが続く限り、という見方をしておりますけれども、ただ、恒久的なといいますか、固定化したということではないと考えておりますし、一応当分の間と考えております。

玉田委員 さっきの予算案のところでも少し触れましたけど、離職防止とか、要するに保育士さんの勤務労働条件の問題ですよね。 3分の1を超えないということであれば、弾力化を認めるとなると、要するに保育の資格を持たない人でも研修を受ければ、そこに入れると、そこを優先してしまうような法人が出てくるんじゃないかという心配があるんですよね。その心配を払拭すべく、先ほどの研修等の中で配慮していただきたいと思っています。今年度、この研修に220万円ちょっとぐらいつけてやられるということなので、県も28年度からスタートさせるんでしょうから、あわせて、結局は正規の保育士さんの勤務条件が悪化する要因にならないように、そこは少し配慮していただきたいと思います。要望でお願いします。

飯田こども子育て支援課長 今回の要件緩和について、これによって保育の質そのものが下がるということがあってはならないと思っておりますので、そこはやっぱり定期的な指導の中で十分チェックといいますか、そこは見ていきたいと考えております。

ただ、この要件緩和によりまして、本来、保育士を配置しなければならないところに、一定の研修を受けた方々が入ることによって、保育士さんが通常の時間帯の中に入れるということになりますと、例えば、未満児、1、2歳児であれば6対1という基準がありますので、そういった保育士さんが日中帯に入ることによって、極端に言うと6人プラスして受け入れが可能であるとか、そういうメリットといいますか、そういう効果もありますけれども、やはり保育の質というところはそれで下がるということにはならないようにチェックをかけていきたいと考えております。

玉田委員 お願いします。

平岩委員 関連して、今、玉田委員は保育士のことを言われたんですけれども、逆に、大分では余りケースとしてはないかもしれないけれども、法人で、幼稚園も小学校もありますというところが、こっちの幼稚園の預かり保育の時間を長くするために、この時間、小学校教諭の免許を持っている人がこちらに回りなさいみたいなことに使われたとしたら、今度、こっちの人たちの過重労働になっていくと、私は今これを聞いていて思ったものですから、そういうところも考えていかないといけないんだなと思って。これは免許を持っているけれども、今働いていない、その人たちが保育園でお手伝いができますと捉えるようなシステムでいいんですかね。

飯田こども子育て支援課長 そういったご理解でよろしいと思います。

平岩委員 わかりました。

古手川委員長 ほかよろしいでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第30号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備 及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。 **髙橋障害福祉課長** 委員会資料の8ページをごらんください。

第30号議案について、説明申し上げます。

まず、1改正の理由ですが、障がい福祉サービス等に係る国の基準省令の改正に伴い、 関係条例の規定を整備するものです。

改正する条例は、2に掲げる2つの条例です。

次に、資料右側の3改正の内容をご説明いたします。

1の基準該当自立訓練の対象拡大では、介護保険法上のサービスであり、通い、訪問、 泊まりを組み合わせて提供できる指定小規模多機能型居宅介護事業所において、これまで 市町村の判断により、障がい児者が利用可能であった生活介護や短期入所等のサービスに 加え、自立訓練サービスの提供ができるようにするものでございます。

2の地域密着型通所介護の創設に伴う規定の整備では、先ほど高齢者福祉課長から説明 したとおり、介護保険の制度改正により小規模な通所介護は新たに地域密着型通所介護と いう区分に移行しますが、移行後もこれまでと同様に障がい児者へのサービス提供が行え るよう、規定を整備するものです。

最後に、左下にあります4施行目は、本年4月1日からとしています。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第29号議案障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の制 定について、執行部の説明を求めます。

髙橋障害福祉課長 委員会資料の9ページをお開きください。

第29号議案障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の制定について、説明申し上げます。

まず1の制定の経緯です。これまでも諸般の報告で説明してきましたが、平成26年第1回定例会で、だれもが安心して暮らせる大分県条例の制定に関する請願が全会一致で採択されました。これに伴い、障がい者団体等に対するアンケートの実施など幅広い意見を伺ってきたところでございます。

次に、2条例案の特徴及び前回条例案からの主な変更については、資料10ページをご らんください。

まず、条例案の特徴としては、前文に、依然として障がいのある人や家族の生きづらさ が存在すること、第3条の基本原則に、障がいのある人が支援を受けながら自分らしく生 きることができること、また、第4条の県の責務に、性、結婚、出産、子育て、親亡き後の生活や防災対策など人生の各段階で生じる課題解消に努めることなど、障がいのある人とそのご家族の生の声に基づいて記載したことが挙げられます。

また、前回の常任委員会で説明をいたしました条例案からの大きな変更としては、あっせんを行う機関に関する規程があります。右下の附則をごらんください。

前回は調整委員会を新たに設置することとしておりましたものを、この附則によりまして、既存の大分県障害者施策推進協議会にあっせん部会を設置することといたしまして、 審議会の効率的、効果的な設置・運営を図るものです。

なお、このほか表現の正確性の観点から、若干定義の明確化や文言の変更を行っています。

資料9ページにお戻りください。

4施行日は、本年4月1日です。

最後に、5施行後の取り組みです。当条例の実効性を担保するための取り組みとして、 専門相談員の配置など相談体制の整備や、啓発用リーフレットを活用した市町村職員、施 設職員等に対する研修会の開催などの周知・啓発活動が重要であり、関係経費について、 平成28年度当初予算案に計上しているところです。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

平岩委員 やっとここまで来たんだなという思いがいたします。団体からの要望、請願を受けて可決して、そして条例ができるまでにどれだけたくさんの皆さんがかかわって、そしていろんな意見が言われたかなと思いますし、特に、障がいのある人たちの生の声というのが、私は今回、つくる会の方たちの資料をずっと読ませていただいていたんですけれども、改めていろんなことを考えさせられましたし、特に障がいを持つ女性の複合的差別という言葉が本当に、私は女性だから障がいのある女性と捉えていたのが、女性であろうと男性であろうと障がい者だとくくられてきたというその生きづらさというのが、本当に何か頭を殴られるような気持ちで見ていました。

これはもう今からつくり上げるもので、形はできましたけれども、これから魂を入れていかなきゃいけないし、実効性のあるものにしていかなきゃいけない。みんな聞けば障がい者差別はいけないと思いますって口では言うんですね。でも、やっぱりなかなかそれがなくならなかったし、そして、心の中で健常者と障がい者をどこか分けてしまっている考え方というのがもうすり込まれている。そのすり込みをこれからみんな取っていくんだという意気込みを持たなきゃいけないと思うんですね。だから、県だけが頑張ってもだめだし、障がい者団体だけが頑張ってもだめだし、やっぱりいろんな人がかかわり合って広げていかなきゃいけないとつくづく思っています。

長くなってしまいましたが、それで、あっせんというところがとても画期的だと思うんです。第8条で障がい者の差別を禁止しますと。第18条で権利擁護も進めていかなきゃいけないというときに、差別を禁止するだけではなくて、権利の擁護をとにかく進めていくというところに力を入れなきゃいけないというのが1つと、あっせんというところで、いろんな問題が生じてくると思うんですね。そのあっせんを1つ1つ取り上げて、地域協議会か何かで話し合いをして、そしてそのあっせんの調停に入っていくと捉えていいんで

すかね。そこの流れはこれからだと思うんですけれども、どういうシミュレーションなのかなというところをぜひ聞かせていただきたいと思います。

高橋障害福祉課長 権利擁護につきましては、もちろんこの条例の対象としておりまして、 相談の対象として幅広く受け入れて相談に乗っていくということが必要だと思っておりま す。当面といいますか、まずは相談員さんが受けますので、相談員さんの段階でじっくり 話を聞いて、それから解決策をしっかりと対応していくことが必要だと思っております。

今、委員ご指摘いただきましたその後の取り組みといたしまして、あっせんが出てまいります。そのあっせんとあわせまして、もう一方で、障害者差別解消支援地域協議会というのがございます。その構成メンバーといたしまして、今のところ、例えば法務局でありますとか、弁護士等の学識経験者の方でありますとか、障がい者団体の方とかも含めまして、地域の権利擁護に関する知見を有する方も含めた中で、情報共有をしながら対応をそれぞれの施策の中で考えていくというような場も別途設けておりますので、いろんな課題があればその場で情報共有をして、どう対応するかというのを検討するのが1つございます。

具体的にあっせんという話になれば、先ほど附則のところで申し上げました障害者施策 推進協議会の中にあっせん部会というのを設けておりますので、その中で具体的なあっせ んについての具体的な中身については考えていくというような方法で解消への取り組みと いうのを進めていきたいと考えております。

平岩委員 すごく細かなことになりますけど、例えば、私、前回も話しましたが、私の知り合いが障がいを持っていて、全面介助なんですけど、アパートを借りたいと、24時間体制でヘルパーがやってきてくれるという条件があったけれども、障がい者だから、何が起こるかわからないから絶対貸さないってアパートの家主さんに言われて、すごく長い時間がかかったんですね。そういうのもあっせんに申し立てすれば、また協議していただけるみたいになっていくんですかね。

高橋障害福祉課長 いろんな相談をしていただいて結構だと思います。全てが必ずしもあっせんにつながるというと、そうじゃなくて、1つ大事なことは、お互いによく話をして、担否をされる方に障がい者が置かれている状況といいますか、非常に困っている状況を十分理解してもらうというのがまず大事だと思いますので、できればすぐそういうあっせんに持っていくのではなくて、なるべく双方で十分話をして解決できるように、また、事業者側の方になるべくそういったものを理解していただくようなことにもより力を入れていきたいと考えております。

平岩委員 もう最後にしますが、本当に長い間丁寧に説明しても、やっぱり理解されなかったときに、ここに差別があるって私はすごく感じたんですよね。だから、こういうところをなくしていかないと社会に出ていけないなとつくづく感じたものですから、ぜひこのあっせんが広がることはいいことだけれども、それだけ問題がたくさんあるということになるんですが、ぜひ力を入れていただきたいし、そして、その地域協議会の中にも、先ほど私が話しました女性の視点がしっかり入る、権利擁護が理解できている女性をぜひしっかり入れていっていただきたいと、これは要望です。

古手川委員長 要望でよろしいですね。

平岩委員 はい。

河野副委員長 この条例ができることによって、いろんな効果が生まれると思っているわけですが、特に第8条から禁止行為が列挙されるということになるわけですね。要は、仮にそういった禁止行為に該当すると思われることがあるといった場合に、もうあっせんとかを求めずに、即、法律上の裁判所に対して条例に違反する行為をやっているということで、不当な行為、禁止事項に該当することをやっているということを申し立てて、裁判にも訴えることができる可能性が出てくるんですけれども、その辺の処理として、このあっせんとその他の問題解決手段との関係性について整理されておられますかね。今後どのような形の中で、県の条例を根拠に、禁止行為に該当していることをされているということをもって、裁判に訴える、自分の損害賠償の請求をしたり、慰謝料を請求をしたりということが可能になると思われるんですけど、そういったことも想定されているんですか。

高橋障害福祉課長 想定は、可能性としてはもちろんあろうかと思いますが、それはこの条例で想定している範囲ではないと思いますので、この条例の中の範囲としては、あくまでもあっせんということで解決できる方向を探るということで考えております。

河野副委員長 要は、立法権を持っている大分県として、条例というのも1つの立法ですから、そういった禁止行為というのを定めるわけですよね、こういう形の中に。それについて、当、不当という部分について、これによって、禁止行為をやられることによって自分に損害が生じたという場合についていうと、損害賠償の請求、あるいはそれに伴って精神的な苦痛を感じたという場合について慰謝料の請求というのは出てくるわけですよね。そういったことも含めて、この条例の効果というのは想定して、あるいはほかの権利実現のために、それが1つの手段として使われるということも踏まえての、他の救済手段との関連の中で整理されているということでいいのかどうかを聞きたいんですけれども。

高橋障害福祉課長 済みません、あらゆる想定をしているわけではありませんので、委員 おっしゃることを全て私が認識しているかどうかちょっとわかりませんけれども、この条 例の中でのあっせんに入らないといいますか、それ以外の方法での解決策を選択する方も 出てくるかなということは想定をしております。

田中委員 この条例については、平成25年、私が副議長のときに、徳田弁護士を中心としたつくる会が再三の要望をして、議員提案条例としてつくろうという経緯もあったんですけど、各団体との調整して、そういうものがなかなか議会ではできないということで執行部側に委ねて、本当に2年有余の歳月をかけて無事にでき上がったなということで、感慨も一層深いものであります。

そのときにちょっと問題になったのは、つくる会が非常に差別意識の解消については高いんですけれども、ほかの障がい者団体はまだその域に達していないという、何かそのレベルの差があったわけで、この条例をつくることによって、障がい者団体がやっぱりこの条例をいかにしっかりと自分のものとして捉えていくかという流れをつくらなきゃならんと思っているんですが。

それとあと、条例をつくった後の条例の効果、そういう検証というのが物すごく大事になってくるわけで、議会も今9本ぐらい条例をつくっとって、つくった後の条例の進捗はわからないということで検証部分に力を入れとるわけでありまして、これから実績を踏まえながら、この条例がいかに障がい者のためになったかというところが一番大事であって、文言を非常に工夫して、大分県らしさを発揮している条文も多々見受けられますので、本

当に、まずもって執行部の皆さんのご苦労には応えますが、今後またこの条例をつくった 後に、条例の進捗について気をとめながら進めてもらいたいと。

また、数値目標化とかいうことができる部分については、これだけの実績を上げました ものが、やっぱり県民にアピールすることも大事でありますので、そういうことができる ところについては、やっぱり公表なりしながら、しっかりやっていますというアピールを やってもらいたいと思っております。

何かこの点についてありましたら、部長。

草野福祉保健部長 ありがとうございます。お認めいただければ、議長おっしゃったようなことも大事だと思っていますので。ただ、この条例の名称に、障がいのある人もない人も心豊かにと書かせていただいたように、今の社会、今回、条例をつくる中でいろいろお聞きして、障がい者は生きづらいとか、いろいろあるんだとか、生の声を聞かせていただきました。そうした中で、さっき河野副委員長が言われたように、健常者と障がい者を対決させたり、対立させるための条例ではないんですね。あくまでも、そういう生きづらさ、困難さをわかっていただくと。その普及啓発に1番に取り組む。専門相談員も置いて、粘り強く、まず障がい者の置かれている状況をわかっていただく、その上で問題があればということでいろんな制度をつくっています。

ですから、まずは障がい者の置かれている立場、今の状況というのを県民の方に理解していただくというのがまず第一歩だと思っています。それから、法も4月1日から施行されますので、社会を住みやすくしていくということに向かっていきたいと思っています。

田中委員 部長の説明はそのとおりだと思いますし、逆差別というか、差別をもってして、よりいいものを、権利を要求する、これはいろんな社会の中でこういうことをやる人も多々あるわけでありますけれども、これはもう常識の範囲で、本当に弱いものに対して手を差し伸べ、そしてまた、弱さを誇るんじゃなくて、弱さから強さに変わっていただく、こういう条例であってほしいなと思っております。しっかりと我々も議員の立場からこの条例についても、今後しっかりと見守っていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

三浦委員 すばらしい条例で、今、議長が言ったように、やっぱりその後の検証というの も当然必要だと思っているんですが、まずは周知啓発が重要だと思います。

この議案の255ページ、この理由についている全ての県民の方々と、障がいの有無によって分け隔てられることなくということですので、例えばこの啓発用のリーフレットの作成だったりとか、どういったところに、障がい者団体はもちろんなんですけれども、例えば子供たちにわかりやすいような解説版がつくのかとか、いかに周知啓発を幅広い県民の方にさせようとしているのかをまず伺いたいと思います。

高橋障害福祉課長 リーフレットの関係につきましては、まず、市町村の職員の方とか、 事業所の職員の方とか、直接、障がいのある方とかかわる方をまずは先にと考えておりま す。

あと、フォーラムであるとかいうところで、少し一般の方にも声をおかけして聞いていただくような場を設けたいとは思っております。市町村の方も含めまして、その後の、地域でのそういう周知につきましては、またお願いをしていこうと考えております。

三浦委員 今、髙橋課長の話を聞いて、周知啓発がもう少し後押しできればいいのになと

感じたところなんですけど、ぜひ、今言いました県民全ての方にすばらしい条例だと思っていますので、子供たちから含めて、何かわかりやすいようなのがあればいいのかなと思っていますので、また、ぜひ市町村含めて検討していただければと思います。

古手川委員長 よろしいですかね。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ありがとうございました。

ここで、採決を保留しておりました第35号議案大分県いじめ問題調査委員会条例の制 定について、文教警察委員会から回答が届きましたので、これより採決いたします。

本案について、文教警察委員会からの回答は、原案のとおり可決すべきものであります。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、継続請願8国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について及び継続請願9大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて、執行部の説明を求めます。

藤内健康対策課長 お手元の水色の継続請願文書表の1ページをお開きください。

子ども医療費助成制度につきましては、第4回定例会以降の状況について説明いたします。

先般、国の第4回子どもの医療制度の在り方等に関する検討会が開催され、これまでの 議論の整理が行われたところです。

今年度中には、国民健康保険の国庫負担金の減額措置の見直しについて結論が出される 見込みであり、県としては引き続きこの検討会の動向を注視していきたいと考えておりま す。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いいたします。

河野副委員長 今、課長がおっしゃられた国の検討会が結論を出すというようなんですが、国会中継、予算委員会等の中継の中でもこの議論、国の厚生労働省のシナリオに基づいた減額措置を廃止すべきだということについて、かなり熱心に議論がされているなと思うんですが、例えば、減額が仮になくなる、いわゆるペナルティーが科されなくなるとした場合に、大分県での医療費助成制度の拡充を求めるという部分についていうと、どのぐらい予算的なものが必要になるのかというような試算をされていらっしゃいますか。

藤内健康対策課長 まず、2ページにあります大分県の子ども医療費を中学までの入院、 通院まで完全無料化した場合には9億円、これは県の負担で、市町村合わせると18億円 ということになります。 なお、今お話しになられましたペナルティーの部分は、仮にこのペナルティーが廃止された場合に、これは市町村の国保ですので、県にはこの負担の増減はありませんが、大分県の18市町村を合計して約1億円と試算されております。18市町村合計でペナルティーの減額が1億円程度であろうと。

河野副委員長 それが仮になくなったとして、県が9億円、市町村が9億円という負担増 が必要だということですね。

藤内健康対策課長 はい、そうなります。

河野副委員長 医療費助成制度の拡充ですから。わかりました。ありがとうございました。 三浦委員 今、第4回の在り方検討会の結論というのが、今国会のどの時期に出そうなのか。

藤内健康対策課長 第5回の検討会が来週3月22日に開催されます。そういう意味で、 これが今年度の最後になろうかと思いますので、そこである程度の方向性が出るのではな いかなと見ております。

三浦委員 ある程度の方向性というのは、具体的にどういった方向性になりそうなんでしょうか。

藤内健康対策課長 一部の報道で伝えられているところという注釈つきではありますけれ ども、未就学児までの子ども医療費助成については、このペナルティーの対象から外そう というような方向で検討されていると聞いております。

古手川委員長 よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 今の皆様方のご質問、それと執行部からの説明を受けまして、どういう扱いの方向で進めてまいりましょうか。

河野副委員長 前回もそうだったんですけど、年度末にこのような国の大きな方向転換が 見込まれるということから、継続という扱いを前回決めたかと思っております。それが今、 まさに間もなく決まるということであるならば、もう1度継続という形がふさわしいのか なとは思いますけど。

古手川委員長 今、河野副委員長から継続というご意見をいただきました。ほかにないようでございましたら、まず、継続請願8について、本請願を継続審査にすべきものという 採決をとらせていただきます。よろしいでしょうか。

平岩委員 私、紹介議員ですけど継続で大丈夫です。

古手川委員長 それでは継続請願8について、採決をとらせていただきます。

本請願は継続審査とすべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、継続請願9について、本請願は継続審査とすべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

古手川委員長 ご異議がないので、本請願は継続審査とすべきものと決定いたしました。 次に、付託外案件に入ります。

議長から回付されています陳情2-1軽度外傷性能損傷・脳しんとうの周知と予防、そ

の危険性や予後の相談できる窓口などの設置を求めることについて、執行部の説明を求め ます。

藤内健康対策課長 お手元の赤色の陳情文書表の1ページをお開きください。

転倒や交通事故等による軽度外傷性脳損傷は、重篤な症状を引き起こすこともあり、陳 情書にありますように、医療機関はもとより国民や教育機関等へ広く啓発、周知すること は重要と考えます。

県では、高次脳機能障がいの支援拠点として大分市と別府市の2つの医療機関を指定し、 相談支援や機能訓練、普及啓発の取り組みを行っており、軽度外傷性脳損傷の方もこの支 援拠点機関において必要な支援を受けることができます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

この陳情について、ご意見等はございませんか。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 別にご意見等もないので、以上で陳情については終わります。

次に、執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。 ①及び②の報告をお願いします。

飯田こども子育て支援課長 委員会資料の11ページをお開きください。

大分県子どもの貧困対策推進計画について、ご報告させていただきます。

本日は、これまで本委員会でご報告したものから変更を加えた内容を中心にご説明させていただきます。

まず、資料左側の上から4つ目の4計画の推進体制です。表の真ん中にある大分県子どもの虐待防止連絡協議会ですが、素案の段階では、県、市町村、関係団体が連携し、情報共有や効果的な施策を推進する場といたしまして、子どもの貧困対策推進ネットワーク会議を新たに設けることとしていました。

しかしながら、その後の策定ワーキンググループ部会等での議論も踏まえ、より実効性の高い計画の推進体制の整備を図るために、児童虐待に関し関係機関での情報共有や連携に既に取り組んでいる大分県子どもの虐待防止連絡協議会を児童福祉法上の法定組織である大分県要保護児童対策地域協議会に改編した上で、子どもの貧困に関する連携、調整の場と位置づけをいたしました。

なお、これにより、市町村における要保護児童対策地域協議会においても、貧困の問題 を抱える子供を協議の対象に加えるよう今後働きかけていきたいと考えています。

次に、5の具体的な取り組みでございます。ここでは、来年度、新たに実施することと している取り組みのうち、主なものについてご説明いたします。

まず、教育の支援では、学校と福祉部門との連携を強化するためスクールソーシャルワーカーの配置を促進するとともに、学級担任等の教職員を対象に子供の貧困問題をテーマにした研修会を開催したいと考えております。先ほどの要保護児童対策地域協議会の体制整備と相まって、困難な状況を抱える子供を早期に発見し、早期に必要な支援へとつなげる仕組みを整えたいと考えております。

次に生活の支援では、ひとり親家庭の子供を対象に、学習支援や子供同士が交流できる 居場所づくりに取り組みたいと考えております。

その下の、保護者に対する就労の支援では、ひとり親家庭の親が養成機関に在学し、就

職に有利な資格の取得を目指す場合に、入学準備金や就職準備金を貸し付け、就労を支援することにより、自立を後押ししていきたいと考えております。

さらに経済的支援では、放課後児童クラブ利用料に関して、事業の実施主体である市町 村とともに、低所得世帯の保護者負担金の減免に取り組みたいと考えております。

また、児童扶養手当の支給ですが、児童扶養手当法の改正後、平成28年8月分より第 2子以降の加算額が最大で倍増となる予定でございます。

次に、6の計画の評価では、計画の評価指標として、生活保護世帯に属する子供の状況 について、中学校や高等学校卒業後の進学率と就職率を合計した進路決定率など、合計 6 項目を評価指標といたしまして、目標値を設定の上、計画の評価を行っていきたい考えて おります。

最後に、県民意見募集結果についてご説明いたします。

昨年の12月16日から本年1月15日にかけて意見募集を実施いたしました。(2) にありますとおり、合計29件の意見をいただいたところでございます。

また、(3)にありますとおり、いただいた意見のうち、病児・病後児保育に関する意見など5件については計画へ反映したところです。

本日、お手元にお配りしております計画案につきましては、所定の手続を経た後、完成、 公表する予定でございます。

高窪医療政策課長 委員会資料の12ページをお願いいたします。

地域医療構想について、ご報告いたします。

昨年の第2回及び第3回定例会の本委員会におきまして、進捗経過等をご報告いたしま したが、今回、構想の素案をまとめましたので、その概要についてご説明いたします。

まず、1の構想策定の趣旨ですが、地域医療構想は、医療計画の一部として策定するものですが、5つ目の丸にありますように、団塊の世代が75歳以上となる2025年に、急性期、回復期などの機能別に必要な病床数や在宅等における医療の必要量、そしてその達成に向けた施策の方向性について記載するものでございます。

これまで、2にありますように、昨年の8月以降、議論を重ねてまいりまして、いただいた意見を踏まえ、今回の素案を取りまとめたところです。

地域医療構想で定めることとされています3の将来の医療需要と4の必要病床数の推計 については、次の13ページをごらんください。

まず、資料右上の図1をごらんください。入院や在宅医療等を必要とする医療需要(患者数)がどう推移していくかを示したグラフでございます。

現状の2013年から2025年にかけて、図の左端括弧の中に記載しています患者数は2万7,310人から3万1,981人と約17%増加し、その後2035年まで増加が見込まれています。

そして、図の左半分の入院に係る病床がどのくらい必要かを示したものが資料左中ほど の表1になります。

2025年で見ますと、入院の医療需要(患者数)は1万2,463人。この患者数を受け入れるのに必要な病床数は、病床の稼働率を勘案して、その右横の計欄1万4,64 9床となります。

この必要病床数を6つの医療圏別に見たものが、資料右下の表2になります。

各医療圏とも、表の右端にあります現状――2014年の許可病床数より必要病床数が 少なくなっています。

これにつきましては、資料左側の4の3つ目の丸に記載していますが、地域医療構想の考え方として、現在は入院で対応している患者のうち、比較的軽度の患者を中心に、将来は入院以外の在宅医療等で対応可能と想定している患者数を一定数見込んでいることが大きな要因となっています。資料右上の図1の右から3番目の値に、在宅医療のところに慢性期(移行分)というのがございますが、これが、現在は入院で対応している部分になります。

そして、表1や表2の必要病床数は、高度急性期から慢性期まで4つの機能区分別に推計しますが、これを現状と比較したらどうなっているかを把握するために、昨年度から各医療機関に義務づけられていますのが、病床機能報告制度というものでございまして、これが左下の表3が昨年度の実績でございます。

資料左側の4の下から2つ目の丸に記載していますが、表3の結果を表1の必要病床数と比較しますと、特徴として、急性期が推計値より多く、回復期が少なくなっておりまして、今後、急性期から回復期への転換が求められることになろうかと思います。

表3にありますように現在の許可病床数は1万8,800床ほどですが、4の上から2つ目の丸に記載していますが、今後、病床機能の分化と連携が進み、在宅医療や介護の提供体制が充実することで、将来的な病床数は表1の計のところにありますように、およそ1万5千床前後に収れんされると推計されているところでございます。

再度12ページをごらんください。

今ご説明した推計値を含む地域医療構想をどう捉えるのかという基本的な考え方を整理 したものが6です。

まず、地域医療構想は将来の医療ニーズを客観的データにより見通したものであり、進むべき一定の方向性を示した指針です。

また、病床削減ありきの構想ではなく、不足する医療機能をいかに充実させていくかという視点が重要となります。

次に、地域医療構想の実現に向けた施策の基本方向として、7にありますように、①病 床機能の分化・連携から、⑤地域包括ケアシステムの構築まで5つの柱を掲げています。

そして、構想策定後の実現に向けた取り組みとしましては、例えば、8の②にありますように、各医療機関の自主的な取り組みと、地域での協議や、③の地域医療介護総合確保基金を活用した支援などにより、毎年、進捗状況をフォローアップしてまいりたいと考えております。

そのほか、9にありますように、構想の実現に関連する国の動向についても適宜、適切 に把握してまいりたいと考えています。

今後の予定ですが、左の2に書いておりますが、3月29日の医療審議会を経まして、4月以降、パブリックコメントなどを踏まえ、最終案を仕上げ、6月頃をめどに公表という流れを想定しています。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いいたします。

河野副委員長 この地域医療構想、特に病床数の関係で、先ほど需要予測をされていらし

たわけですけれども、この素案をさっき見たんですが、各医療圏ごとに、今大体、自分たちの医療圏の中でこのぐらいの需要がある、それから、外から入ってくる需要がこれくらいあるというようなことを、今実際に数値化しているということでありましたけれども、例えば、県境部分とかで、県外の需要というのをある意味満たさざるを得ないような地域もあるんですけれども、こういった部分というのは、この素案の中で、特に公立の医療機関とか、総合病院とかいうところについては、そういった大きな医療機関がないような地域が県境に接しているようなところについていうと、どうしてもそういった方々が医療サービスを求めてやってくることが実際あるわけですけれども、そういったものというのはこの中、今の病床数の考え方に反映されているということでしょうか。

高窪医療政策課長 患者の県境を越えた流出入は実際にあります。これについてどう捉え て病床数を推計していくかということなんですけれども、実際には、本来その医療圏で充 足をして、ほかの医療圏に行かないというのが本来の理想なんでしょうけど、現実的には そうではなくて、やはり医療圏を越えての受診がございます。

そこは、現状の医療機関、所在地をベースに、現状のままといいますか、現状の流出入がある、これはなかなか将来的にも自分のところで充足まではできないだろうということで、これは人口構造の中で変化していく、それを見込んで今の状態が推移していくということですから、今流出入がある分を前提として病床数は数えております。ですから、北部圏域で福岡から入ってくる患者さんについてはそれを前提として算定をしております。

河野副委員長 今の説明資料の中で、急性期、慢性期、こういったものに大きな急患病床の変動が今後生じるということが見えてくるわけですけれども、そういった部分について、これは調整機能としてどういう誘導策をもって、この病床の構成区分というものを変化させていくという見通しになっているんでしょうか。

高窪医療政策課長 それは、8の構想策定後の実現に向けた取り組み、12ページの右側でございますけれども、まず、病床機能報告制度というものにより、毎年10月にそれぞれの医療機関から報告をいただいています。それぞれの医療機関が、自分の病床がどういう機能になっているのかというのを報告します。

それと必要とされる病床を比較して、実際にどうなのか、その差をどうしていくかというところが今後の問題になってきますけれども、そこは②にあります各医療機関の自主的な取り組みと、それから地域医療構想調整会議というのが、この構想をつくるためにも、実際に3回ほど各医療圏ごとに会議を開催したんですけれども、この会議の中でそれぞれの主な医療機関の管理者が出席しておりますので、その中で圏域全体のことを考えながら、医療圏の分化・連携ということで毎年協議を重ねていくと。そして、③に書いております地域医療介護総合確保基金というのがございますので、先ほど申し上げました不足している回復期に移行しようとする医療機関があれば、それを後押しする形で県としても支援して、財政的な支援などして、そういうところでフォローしていきたいと。

あと、国も診療報酬とか、そういった部分で将来的には当然、政策誘導というようなことも考えられるかと思います。

河野副委員長 実は先日、国東市に参りまして、国東市民病院の院長さんとか、国東市医師会の会長さんとお話しさせていただく機会がありました。そういう中にあって、要は過疎の地域というのは、実際に開業医さんがどんどん少なくなって閉院されているんですね。

国東市中心部の鶴川でも、大きなクリニックが閉院して十数床が全く今使われていない状態という形になっています。

今後、そういった個人病院の後継者がほとんどいないから、結局、公立病院がそういったところの機能というのを全部肩がわりしていかざるを得ないんだというお話をいただいたんですね。そういったことが、今言う構想の実現に向けた取り組みという中で吸収されるのかなというのが高齢化が進んでいる中で、非常に慢性期の病床数が足りなくなるんじゃないかと思われるようなところが、実際にはそういった個人病院が閉院されていく、実際に医師が高齢化していなくなるということから、そういった医療体制の供給自体ができなくなる。これは、今、県全体としてやっているUIJターンという、国東市なんて空港に1番近くて、立地条件が1番いいところにもかかわらず、こういった教育環境と医療関係によってなかなか移住促進ができないとお伺いしているところなものですから、こういった、今のこの8の取り組みで、そういった過疎地域の医療需要というものを吸収できるのかについては、どういう検討がされているんでしょうか。

高窪医療政策課長 確かに有床診療所等の後を継ぐ方がいないということで有床診療所を中心に、自然減という部分が実際に今あります。そういった中で、国東市民病院が公的な医療、地域の医療を中核的な病院として担っていくということは当然必要になってきますので、そこは、1番の問題は、委員おっしゃった医師の確保というところであろうかと思いますので、そこはご案内のとおり、大分大学医学部で地域枠という形でまず公的医療機関の医師の充足を目指していくと。

今回の長計でも掲げておりますけれども、そこは100%目指していくということで、 地域枠は毎年13名ずつ出ますので、そういったものを中心に医師の確保を図っていくと いうことでございます。そこは、地域医療の充実という意味では、1つはまず医師の確保 ということでございまして、あとは病床の機能をどう補っていくかというのは、それぞれ の調整会議で、これから本格的な議論をしながら、限られた資源の中でどう医療需要を満 たしていくかというところは、問題ではありますけれども、まさにこれから圏域ごとに調 整をしていく形になろうかと思います。

玉田委員 子どもの貧困対策推進計画について部長に。この計画では、要するにターゲットを絞っていこうというところが見えると思うんですね。例えば、所得の低いところの子供さんだとか、そういうところに対する対策で、その対策自体はこれまでいろんな形で行われてきた事業がここにしっかり横軸で書き込まれてきたと思うんです。いわばこれはその対象者に対する川下対策みたいなもので、僕らが議論している中でやっぱり大事なのは、子育て世代に対する、もうちょっと所得を上げていく問題だとか、そういうところにも重点を置くことが、結果として子供の貧困対策になっていくんだという視点も一方ではあるんですね。

そういう意味で、この子どもの貧困対策推進計画自体が、これから先、これは福祉保健部を中心にして取り組みますと。この上に、県として、他の部局と連携をとりながら、どういう川上対策をとっていくのかということについて、これからの議論の方向性について、部長のお考えを伺いたいなと思っています。

草野福祉保健部長 どうお答えしたら1番適当なのかよくわかりませんが、先般の議会でも下流老人というお話もありました。今の子育て世代が貧困であれば、そのまま子供たち

に連鎖するという問題と、その大人が年をとっていくとそのまま下流老人と言われる世代 になるということで、まさに今、社会全体の貧困の問題というのがあるんだと思います。

議員おっしゃるとおり、当然、商工労働部を初め、そういう雇用もつくっていく、賃金 も上げていくという政策なしには、この貧困対策、当然できないわけですから、そういう 面で当然全庁挙げてやっていこうという気持ちでいます。

だから、子供ってわかりやすいので、マスコミも含めて皆さん子供って言うとかわいそうだなと対策を打ってくれるので、そういう意味でも多分政治的にも動きやすい子供の貧困というのがあるんだと思うんですけど、要は、本当は子供だけではなくて、若い世帯、その人たちが高齢者になるということを考えれば、もう日本全体の問題だと考えていますので、そういう気持ちでこの対策は全庁を挙げて、政府を挙げてということだと思いますが、取り組んでいく問題だという認識を持っています。

玉田委員 イメージとして、例えばこの中に書かれている中で、子供の居場所づくり、一般質問でも言われましたけれども、子供食堂をやりますと言うと、行政のやり方でいくと、やはり負担金に差が出るとか、1人当たり幾らか持ってこないといけないとか、そして、その所得に応じて負担額が上下するとか。やっている人たちにとってみると、みんな来なさいという世界ですよね。みんな来なさいという世界で、その中から問題になりそうな人たちを次の社会支援に結びつけていきたいということで、いわばそれは福祉の施策だけじゃなくて、何かもっといろんな広く社会全体の課題みたいな気がするんですよね。子供の居場所づくりについては、子供食堂を今考えていらっしゃる方からすると、御飯をおなかいっぱい食べさせることが目的ではなくて、その先に問題のある子をやっぱりしっかりと支えていくということが課題なんだと捉えているので、そういう趣旨でこの推進計画、ぜひ個別の問題のある子供たちにもしっかりやっていただきたいし、その上にある川上対策についても、今おっしゃった視点でぜひこれから進めてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

古手川委員長 よろしいですか。ほかございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑もないようでございますので、これで諸般の報告を終わらせていただきます。

この際、ほかにございませんでしょうか。

平岩委員 1点だけ、子供の貧困対策に重なるかもしれないんですけれども、先々週だったですかね、お母さんが子供を道連れに自殺をなさったという事件が起きました。もう本当に残念なことに子供2人亡くなられて、そのことをずっと考えてきたときに、やっぱり子供を支えているお母さんの側の問題があったと。それは、家族を支えられなかったぐらいきついものがあったのかもしれないと思うんですけれども、今、子供の貧困もそうですが、例えば施設に入っていたり、一時保護所に入所したお子さんたちの背景を見てみると、やっぱり母親が精神的に追い込まれていて、にっちもさっちもいかないから、とにかく母親から引き離さなきゃいけないという状況のお子さんがとても多いですよね。これはもう社会的にそういう状況なんだと思うんですけれども、しっかりと子供の支援もしていかなきゃいけないんだけど、そんな保護者の支援もこれから行政はしていかなきゃいけないんだなと。今まで随分なさってきたと思いますし、ケースワーカーさんたちも随分と走り回

って、見えないところで泣くような物すごくつらいことも経験しながらやっていらっしゃると思うんですけれども、やっぱり今回の子供の死を見たときに、やっぱりその背景にある保護者の支援が本当に求められているんだなというのを私は強く感じました。もうこんなことが起きないようなことをみんなで力を合わせてやっていかなければいけないなとつくづく思いましたので、ぜひまたよろしくお願いいたします。

古手川委員長 ほかにないようですので、ここで、私から一言お礼を申し上げたいと思います。

〔委員長挨拶〕

[福祉保健部長挨拶]

[退職予定者挨拶]

古手川委員長 それでは、これをもちまして福祉保健部関係の審査を終わります。 執行部はどうもご苦労さまでした。

[福祉保健部、委員外議員退室]

古手川委員長 それでは私から一言お礼を申し上げたいと思います。

〔委員長挨拶〕

古手川委員長 ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

古手川委員長 それでは、これをもちまして委員会を終わります。 大変お疲れさまでした。